

第3次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和2年12月7日から令和3年1月6日まで

意見提出数：37人・135件

番号	ページ・項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全体	<p>第2次との内容と比較すると大ぐりの方針から、実際の施策まで落とし込むことで、全容をわかりやすくしていると思います。また、学校教育における育成方針として次の2点を掲げたことは令和の時代の課題に向き合うものとして評価できると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・自ら学び協業して問題を解決していく、想像力豊かな人・地域社会の一員として、社会貢献できる人 <p>社会全体がVUCA(不確実性)の時代に突入しており、いわゆる前例踏襲の「マニュアル人間」では対応できない社会になりつつあること。そして共働き世帯が大多数を占め、子どもの教育上での地域社会の必要性が認識されないまま、担い手が痩せ細り、地域社会が弱体化している現状を踏まえており、長期的な税収の右肩下がりが高齢化がまっている未来に備える意味でも良い着眼点だと思えます。</p> <p>また「学び合いの場。多様な交流の場の創出」ができるように生涯学習(社会教育)を推進して「家庭・学校及び地域が相互に連携協力できる教育」を推進することを掲げていることも目標としては的確だと思います。</p>	<p>御意見のとおり、プラン全体については、教育目標・基本方針から「目指す子供の姿」を掲げ、施策・主要事業まで落とし込む形で作成しています。教育委員会では、教育目標の実現に向けて、取り組んでまいります。</p>
2	全体	<p>目標、方針から、それらに沿う具体的な施策まで全体的に見て一貫性はあり、目指すべき姿、方向性は、ぜひそのようになるというのと賛同できるものだと思います。</p> <p>まずは何よりも自分自身を大切に出来ること、そしてまわりの家族や友人など身近な人も同じように大切に出来ることがベースとしてあって、そこからさらに地域や社会に対して何か少しでも自分自身ができること、小さなことでも考えて実行まで出来ることは子どもだけではなく大人であっても素晴らしいことであり、基本方針1はそのような観点でも重要な基盤だと感じます。</p> <p>また、基本方針2の実現に向けては、子どもたちが自分が生きている社会</p>	<p>プラン全体については、教育目標・基本方針から「目指す子供の姿」を掲げ、施策・主要事業まで落とし込む形で作成しています。教育委員会では、教育目標の実現に向けて、取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見については、子供たちの自己肯定感を育むための今後の教育活動の充実に努める上で参考にさせていただきます。</p>

		<p>は、自分が知らないところでもたくさんの様々な人たちが関わっていて、たくさんの人たちが社会を支え成り立っているということを知り、そのような感覚を持てること、そしてそれが当たり前のことだとか、自分とは関係ない他人事として捉えるのではなく、感謝出来る気持ちや、自分ごととして当事者意識を持てるようにすることも必要だと思います。</p> <p>そのためには子どもたち、大人も含めてですが、出来るだけ多種多様な人と交わる機会を持てた方が良いでしょう。それは家族や学校関係の人たちだけの閉じられた関係ではなく(それは同じく大人も仕事だけの閉じられた関係ではなく)地域にいる全く自分とは異なる仕事をしている人や、高齢者の方々や、障害を抱える方々、外国人の方々など、より広く関わりが持てることが必要で、そのような機会を作っていくことはこれからの時代に不可欠なことだと感じています。</p> <p>自己肯定感を持つことは狭い人間関係のなかだけでは難しく、いくつものコミュニティがあることにより、自分自身が出来ることややりたいことに気付いたり、認められて可能性を感じて自己肯定感を育むことにつながるような気がします。</p>	
3	全体	<p>「子供」という表記に違和感があります。P3には、例えば「のびゆく子どもプラン…」とかP14「小金井市子どもの権利…」とあるのに、なぜ、「教育プラン」の本文の本体表記が「子供」と統一されているのでしょうか？十年以上前から「子ども」という表記が一般的になっていると認識していますが、小金井市教育委員会は、「子供」という表記に強い意味づけをしているのでしょうか？</p> <p>ㄨ切がせまって各論まで意見を表明できずに残念ですが…。上記「子供」表記について、是非プラン作成委員の間で検討してみてください。</p>	<p>本プランでは、「子供」の表記は、文部科学省の常用漢字表の語例欄に記載されている「子供」に統一しています。</p> <p>なお、条例等の名称は、表記どおりに表示しています。</p>
4	全体	<p>全体を通じて、引き続き使われてきた言葉が形骸化しないことを望みます。東日本大震災から10年、そして今、新型コロナウイルスの影響で、社会全体が経験したことの無い状況に置かれていて、発想の転換や、一人ひとりの考える力が求められていることを前提に教育についても考えなければいけない時代になっていると思います。おとなが教え導くだけでは予想もしない事態に対峙できないことも増えていて、重要視されるのは子どもの力を信じて、共に歩いていくことではないかと思います。また、本当に「子ども(おとなもですが)は一人一人違いがある」ということを前提に教育プランを考えていただきたいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、子供の今の姿をしっかりと見極めた上で、どのような教育が一人一人の子供の幸せにつながるかを最優先と考え、取り組んでまいりたいと考えます。</p>
5	p. 3	<p>また基本方針に関しても方針1~4までは、目標に沿ったもので適切だと思</p>	<p>本プランの対象は小金井市の学校教育分野</p>

	<p>第1章 2プランの位置 付け</p>	<p>います。 しかし、1点納得できないのが、基本方針4に関してです。P3で「基本方針4に関しては、生涯学習分野で個別の計画が策定している」ので「本プランに含めない」と断定していますが、以下の理由から、これには異を唱えたいと思います。</p> <p>1) 「<u>方針4</u>」は教育プラン(案)の今後の要の部分であること 第3次生涯学習推進計画は、令和2年度末までになっており、来年度からの第4次の計画は、未だ全貌が公開されておらずパブコメの予告もありません。「方針4をが今回のプランに含めない」判断が正しいのか客観的に判断できません。本プラン(案)の目標で「学校教育と生涯学習の充実・家庭・学校・地域の連携協力」や後述する「コミュニティースクールの推進」には、生涯学習分野の社会教育が学校教育と両輪となるのが常識となっています。生涯学習部分の方針4を含めずにプランを策定するのは、パブコメの回り方として不十分なものになっていないでしょうか。ここは重複を恐れず、第4次生涯学習推進計画の内容を先取りする形でと本プラン(案)に入れ込んで、その方針を明確にすべきだと考えます。</p> <p>2) 「<u>方針4</u>」なしでの教育プランでは、パブコメを求める姿勢として不誠実 第4次小金井市生涯学習推進計画に関しては「社会教育委員の会議」においても令和元年・令和2年の会議の議事録を見ても検討内容が当方では発見できませんでした。第3次生涯学習推進計画の方針や推進状況の議論を踏まえた結果が、方針4に反映されているのかも確認できていません。いわゆる「空手形」で「方針4をが今回のプランに含めない」ということを承認して欲しいとしているのであれば、パブコメとしては極めて不適切ではないでしょうか。</p> <p>3) 「<u>方針4</u>」の主要事業が不明では、コミュニティースクール構想の拡充の内容が見えない。 生涯学習の大きな方針として「方針4」には「次世代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える」と宣言されているが、主要事業として何があるのか。学校教育との連携を考える上で、記述がないのはプランとして不十分としか言いようがありません。 方針4も、まずは主要事業&主な取り組みを図表に入れて何ができるか、学校教育との連携の視点で市民に意見を求める必要がある。方針4の扱いについては強く再考を求めたいと思います。</p>	<p>(基本方針1・2・3)に限定して策定しているものであります。生涯学習分野(基本方針4)については、第4次小金井市生涯学習計画が現在、策定中であります。 御指摘いただいた、第4次小金井市生涯学習計画については、現在、パブリックコメントにより素案が公開されておりますので、そちらを参考として頂きたいと思っております。 なお、コミュニティ・スクールに係る主要事業としては、主要事業⑩「コミュニティ・スクールの推進」に掲げており、今後も生涯学習部と連携して取り組んでまいります。</p>
6	p. 3	プランの期間は記されていますが、プランのスケジュールについて表記を	プランのスケジュールにつきましては、毎

	第1章 2プランの期間	お願いしたいと思います。	年、有識者による評価委員会を開催し、評価を行いながら、改善に努めております。
7	p. 6 第2章 1教育目標	「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」について。市の長期計画とすり合わせるタイミングがあるなら、新しいキャッチフレーズにかえたほうがよいかも。	御指摘いただいた、新しいキャッチフレーズ（小金井市の将来像）にかえたほうがよいとの御意見については、小金井市の次期基本構想が策定されていないため、本プランの策定時点においては変更しないこととしました。キャッチフレーズについても、市の次期基本構想が策定される際に見直しを図られることもあります。
8	p. 6 第2章 1教育目標	「心身ともに健康な」を「個々の状態に応じ心身の調和のとれた」等への変更が必要ではないか。「心身ともに健康な」の文言には、身体・精神・内部等の障害をあるべき状態ではないという認識があるように思える。	教育基本法第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあり、「心身ともに健康な国民の育成」を目指すことが明記してあります。これを受け、小金井市教育委員会においても、心身ともに健康な国民の育成を目指して努力していくことを目標に掲げることにしました。御指摘のように、身体・精神・内部等の障害があるべき姿ではないという意味をもっていることはありません。
9	p. 6 第2章 2教育スローガン	説明を読むと理解できますが、スローガンというのはその文字だけが目にとまることも多く、「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」とだけ読むと、自分はそんなことはない別世界にいると否定的にとられたり、そうでなくてはいけないと押し付けられているようにも受けとれます。むしろそのまま理解できる「一人一人その人らしさが、最大限生きる教育」としたらどうでしょうか。	本プランは、教育の重点施策を定めたものであり、このスローガンは、子供一人一人が「笑顔」いっぱい、「わくわく」いっぱい、学んでほしいという願いのもと、教員自身が笑顔いっぱい、授業にのぞみ、わくわくいっぱい、授業を進められるようにと定めたものであることを御理解いただきたいと思います。このスローガンが浸透することで、一人一人その人らしさを最大限伸ばすことができる教育が実現できると考えております。
10	p. 7 第2章 3基本方針	子どもの権利条例は、基本方針1のTOPに位置づけするべき。 小金井教育プランは子どもが主役なのではないか。	小金井市の教育は、子供の人権を大変重要なものとしてとらえており、基本方針の第一に掲げております。本プランが、小金井市子どもの権利に関する条例を踏まえた計画となっていること

			をわかりやすくするために、「2 プランの位置づけ」に明記いたします。また、本文中にも明記いたします。
11	p. 7 第2章 3基本方針	『基本方針2「個性」と「想像力」の伸長』、4行目「国際社会に生きる*日本人を育成する*教育を推進する」とありますが、教育の現場には様々なナショナリティの児童がいます。また、日本国籍を持っていても父母のどちらかまたは両親ともに外国にルーツのある場合は児童も自分を「日本人」と自覚することに抵抗があったり、自らのアイデンティティーの確立に時間がかかる場合もあります。そのような現状を考えると、教育を「日本人を育成する」ことを目的とするかのような文言には違和感を覚えます。この一文を削除してください。	日本人とは、日本国籍をもっている者であり、日本国民のことです。日本の教育制度は日本国憲法の精神に則り、教育基本法に教育の目的が定められています。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」となっていることから、日本人を育成することは問題ありませんが、外国籍の子供たちもいることから、その点には十分配慮した教育を行っていきます。
12	p. 7 第2章 3基本方針	「基本方針2」の本文で「国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する」とあります。しかし、p20「⑦語学学習の充実」のところでも触れられている通り、現在では外国人児童・生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる児童・生徒の受け入れが多くなっていると思います。つまり、小金井市内の小中学校に在籍する子どもは日本人とは限りません。となると、この表現は適切ではないと考えます。ご検討ください。	日本人とは、日本国籍をもっている者であり、日本国民のことです。日本の教育制度は日本国憲法の精神に則り、教育基本法に教育の目的が定められています。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」となっています。したがって、日本人を育成することは問題ありませんが、外国籍の子供たちもいることから、その点には十分配慮した教育を行っていきます。
13	p. 7 第2章 3基本方針	基本方針に「生きる力を育む」が入るといい。	御意見ありがとうございます。基本方針の改定につきましては、どのような表現が適切か、今後、適切な時期に見直してまいります。
14	p. 7・12 第2章 3基本方針 第3章 基本方針1	基本方針1の「権利と義務 自由と責任」→「権利、自由、責任、義務」のようにそれぞれ独立したものとして表記すべきでは？ 「と」で結ばれた単語が表裏一体の印象を与える。子どもたちの学ぶ権利に対し、何の義務が発生するのか。自由な発想にどんな責任が？（P12基本方針1の中での同記載についても同じ）	人権は「人間が生まれながらに持っている必要不可欠で基本的な権利」でありますから、大切に守られなければなりません。よって、義務を果たされなければ、権利を行使できないということはないと考えます。御指摘の子供たちの学ぶ権利に対して、何らかの義務があるわけで

			<p>はありません。</p> <p>しかしながら、人権はすべての人に認められるべき基本的な権利ですから、誰であっても他人の人権を侵すことは許されることではないことを留意する必要があります。</p> <p>自由についてです。まず守らなくてはならないことは、一人ひとりの人権であって。表現の自由があるからと言って、他人を名誉やプライバシーを侵すことはできません。よって、他人の基本的な人権を侵さない範囲で、意見を述べる・自己決定する自由は認められるものの、自己決定に対する責任は追わなければならないと捉えております。</p>
15	p. 8～9 第2章 4 施策体系	<p>段階を踏んで具体策に落とし込んでいくやり方は、第2次よりも格段に良くなったと思います。しかし、主要事業では、既存の施策を提示しただけで、新しい教育目標を掲げた令和のプランに合わせて具体策を設計しようという意志も意図も感じられません。「目標は掲げるが、やることは例年通りです」と宣言していることと同様に受けとめられてまいります。従来の事業を今回の(案)の目標と方針とあわせてみて実績や効果が上がっているのかの評価。他自治体の事例も参考に令和時代の新しい主要事業を再設計しプランを作るべきだと思います。内容の再考を求めたいと思います。</p>	<p>従来の事業の評価や令和時代の新しい主要事業を再設計しプランを作るべきとの御意見についてですが、主要事業③「(仮称)教育支援センターの設置」等新しい事業を追加していますが、継続している事業についても再考し、時代に即した新しい事業へと見直しを図っていきます。表題が従来どおりと変わっておらず、時代に即した見直しがわかりにくい面がありましたので、表記の一部を変更することしました。</p>
16	p. 9 第2章 4 施策体系	<p>施策1～8を有効に実施する上で、P9教育スローガンの中の「一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。」が特に大切だと思います。</p> <p>そのために、一クラスの人数を減らすことを重視して下さい。小金井市として、最重要課題として都や国に要望していただきたい。</p>	<p>一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えるためには、少人数学級によるきめ細やかな指導の実現は大変重要な事となります。少人数学級による指導を小金井市独自で取り組むには、人件費等の大きな予算を必要とします。機会をとらえて、要望してまいります。</p>
17	p. 9 第2章 4 施策体系	<p>「笑顔いっぱいわくわくいっぱい」に違和感、感じます。元気でなくても安心して落ちついた日常が送れることが大切だと思います。</p>	<p>本プランは、教育の重点施策を定めたものであり、このスローガンは、子供一人一人が「笑顔」いっぱい「わくわく」いっぱい学んでほしいという願いのもと、教員自身が笑顔いっぱい授業にのぞみ、わくわくいっぱい授業を進められるようにと定めたものであることを</p>

			御理解いただきたいと思います。このスローガンが浸透することで、一人一人そのらしさを最大限伸ばすことができる教育（その子にとって安心して落ち着いた日常を送ることも含みます）が実現できると考えております。
18	p. 9 第2章 4 施策体系	特別支援教育の推進…推進されると小金井がますます分離教育が進む気がしてなりません。	市立小・中学校全校において特別支援教育が推進され特別支援教室が設置されることで、特別な支援が必要な児童・生徒への理解の推進や教員による支援・指導の充実が図られるようになり、全ての児童・生徒が互いに尊重し合い共に助け合いながら学んでいく環境が充実し共生社会の実現を目指します。
19	p. 9 第2章 4 施策体系	I C T活用…せめて高学年以上。無線LANの体の悪影響大。	I C Tの活用については、学年の発達段階に応じて、適切に活用していきたいと考えております。 市で導入している無線LAN機器は、すべて電波法の基準に則ったものを使用しております。無線LAN機器の人体に対する影響については、現在様々な検証が行われているところですが、健康に対する悪影響を及ぼすという根拠は見つかっておらず、安全性については、総務省が示しております。
20	p. 1 2 第3章 基本方針1	「人権教育」と「権利と義務」が並列で書かれています。「義務を果たさぬ者に権利は認められない」という意味合いでの「権利と義務」であれば、「人権」は当てはまりません。人権も権利の1つですが、義務を果たさなくとも生まれながらにして与えられているのが「人権」です。「人権」には「権利と義務」「自由と責任」が伴うかのような記述となっているように思います。	人権は「人間が生まれながらに持っている必要不可欠で基本的な権利」でありますから、大切に守られなければなりません。よって、義務を果たさなければ、権利を行使できないということはないと考えます。御指摘の子供たちの学ぶ権利に対して、何らかの義務があるわけではありません。 しかしながら、人権はすべての人に認められるべき基本的な権利ですから、誰であっても他人の人権を侵すことは許されることではないことを留意する必要があります。 自由についてです。まず守らなくてはならな

			いことは、一人ひとりの人権であって。表現の自由があるからと言って、他人を名誉やプライバシーを侵すことはできません。よって、他人の基本的な人権を侵さない範囲で、意見を述べる・自己決定する自由は認められるものの、自己決定に対する責任は追わなければならないと捉えております。
21	p. 1 2 第3章 基本方針1	<p>基本方針を読みました。公共心や社会の役に立とうとするというワードに、昔ながらの型にはめる教育という印象を受けました。</p> <p>公共心もある程度は必要でしょうが、是非、他人に言われたことを鵜呑みにするのではなく「能動的に自分の頭で考えることのできる子供」という方針を入れていただきたいと思いました。</p>	<p>教育基本法の教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」があげられています。また「自分で考える子供」については、基本方針3の「確かな学力」において、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとしています。</p>
22	p. 1 2 第3章 基本方針1	<p>日本の子どもたちの一番心配なところは、同調圧力が強い中で、自分自身の自己肯定感は低く、自分で考え、自分の意見を言うことができない、必要な時があっても人と違う判断をすることができないことだと思います。のびのびと過ごさせてあげたい、どの子にも自信をもって生きてほしいです。</p> <p>心を教育するとはいったいどういうことなのだろうかと感じます。心は個人個人のもので無理だと思います。</p> <p>まず、自分の感じたままを表現できる、考えたことを素直に言えることが大事だと思います。安心して自分を出せることで自分は尊重されていると感じるものです。自分は自分であっていいんだと思えることが人権の基本ではないでしょうか。安心できる環境の中で、共感を得られることもあるけれど、人との考えの違いも知り、間違いも経験し、人と関わりあって生きていくことのすばらしさを実感するのだと思います。また、いつまでもおとなの庇護の元にいられるわけではなく、自信をもって自立して生きていくためには「自分は大切な存在だ」と自分自身が認識する必要があります。その土台があってこそ、他者も同じように大事にできます。</p> <p>一人一人が大切だと思うなら、意識して、どの子も自分を肯定できるような働きかけ、環境を作っていくかといけないと思います。とても幸いなことに、小金井市には『子どもの権利に関する条例』があり、それを学ぶことは人権意識を育て、逆に人権侵害がどんなものかを知る第一歩だと思います。しかし、子どもたちは学校で子どもの権利や子どもの権利に関する条例</p>	<p>各学校においては、自分の感じたままを表現でき、考えたことを素直に言える安心感のある学校経営、学級経営を目指しておりますが、学年が上がるにつれ（思春期に入ってくると）、御指摘のような子供の姿が見られるようになってきます。</p> <p>このことを受け、学校現場では、これまでも教科の学習において対話的な学びを重視し少人数で意見を交流する場面を取り入れてきました。教育委員会といたしても、例えば、小金井教育の日では、各中学校の代表の生徒らがテーマに基づいた意見交流を実施する等機会の充実に努めてきました。</p> <p>御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。今後、学校に対して、今まで以上に本条例の内容の周知徹底及び活用の促進を図ってまいります。</p>

		の詳しい説明を受けていないということを聞いています。おとなが十分に理解していないと子どもには説明できないと思いますので、先生方への具体的な研修方法を確立してほしいと思います。	
23	p. 1 2 第3章 基本方針1	ここでいう「権利」は誰もが生まれながらにもっている基本的人権なので「権利と義務」を対にするのは違和感があります。	基本方針で示している「権利と義務」とは、子供たち一人一人が自他の権利を大切にし、義務を果たすことで、安定した社会の実現に努められるようになることを意味しております。 人権は「人間が生まれながらに持っている必要不可欠で基本的な権利」でありますから、大切に守られなければなりません。よって、義務を果たされなければ、権利を行使できないということはないと考えます。 今回は、本文から削除いたしました。
24	p. 1 2 第3章 基本方針1	○長所を認めあう、について。 子供たちはもちろん、教師たちも 「みんなの動きが揃うと気持ちいい」 「みんなの動きを見て、常識やフツーを覚えよう」 という、横並びに安心感を覚えるような意識から脱することが大事だと思います。 現状、運動会や発表会を見ていると、指導する教師が無自覚なんだと感じています。 それぞれ別の動きを思い付いたらカッコイイ！くらいの意識を、まず教師がもってほしい。 目指す方向だけでなく、古い思考を捨てる「脱○○」の部分も、意識として明確化して欲しい。	御指摘のとおり、予測が困難と言われている時代をこれから迎える子供たちには、周りと比較するのではなく、自分のよさや可能性を認識していくことが求められると考えております。 基本方針2「個性」と「創造力」の伸長でこの部分について示しております。 教師の意識の点については、御指摘の通りです。今後、各学校に対して指導してまいります。
25	p. 1 2 第3章 基本方針1	「権利と義務」という言葉がでできますが、子どもに対して義務を課すのは適当ではないと考えます。子どもたちを守る義務はおとなの側にあるべきです。	権利と義務につきましては、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳」において、「自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること」と示されております。小金井の子供たちが、将来、広く社会で活躍するためには、子供のうちから義務を果たすことの大切さを学ぶ必要があると考えております。 今回は、本文から削除いたしました。

26	p. 1 2 第3章 基本方針1 1 目指す子供の姿	「自分やまわりのよさを認め、社会に役立とうとする子ども」とありますが、「社会に役立とうとする子ども」とは一体どのような子どもを指しているのでしょうか。社会に貢献する子どもなのか、社会に奉仕する子どもなのか。下に「社会に貢献しようとする精神を育む、、、」ともあり、まるで戦時中の教育の様で違和感を覚えました。	社会に役立とうとする子供とは、社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする子供です。しかしながら御指摘いただいた点も理解できますので、「社会に役立とうとする子供」を「思いやりのある子供」に変更します。
27	p. 1 2 第3章 基本方針1 1 目指す子供の姿	目指す子供の姿として「自分やまわりの良さを認め、社会に役立とうとする子供」とありますが、まわりの良さを認めるためには、まず良さを見つけられることが必要となるので、良さを見つけられるのが良いかと思いました。 また社会に役立とうとする子供の表現について、大人の言いなりにさせる、良いように使うようなネガティブなイメージを抱きました。そのため子供自身がどのように社会に貢献できるか自主的に考えることができる姿の方が教育スローガンに沿った風になると思いました。	御指摘のとおり、まわりのよさを認めるためには、良さを見つけることが必要になります。学校においては、まず良さを見つけることから始め、人権教育の視点に基づいて、一人一人のよさを認めることに努めていきたいと考えております。社会に役立とうとする子供とは、社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする子供です。しかしながら御指摘いただいた点も理解できますので、「社会に役立とうとする子供」を「思いやりのある子供」に変更します。
28	p. 1 2 第3章 基本方針1 1 目指す子供の姿	社会に役立とうとする子供？→子ども…この姿を目指さなくても子ども自身に芽生えてきますよね。	学校教育の中で体験活動やボランティア活動を充実することで、将来の夢や目標をもち、人の役に立つ人間になりたいと思う子供を育成していきたいと考えております。 社会に役立とうとする子供とは、社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする子供です。しかしながら御指摘いただいた点も理解できますので、「社会に役立とうとする子供」を「思いやりのある子供」に変更します。
29	p. 1 2 第3章 基本方針1 1 目指す子供の姿	衝撃を受けました。 社会に役立とうとする子供とは、どういう感性なのでしょう。 他人を認め自分も認めるといことは＝多様性を認めありのままの他人や自分を受け入れる考えを育てる ということですね？ それに反して 「社会に役立つ」という1つの価値観を押し付ける教育とは。	社会に役立とうとする子供とは、社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする子供です。しかしながら御指摘いただいた点も理解できますので、「社会に役立とうとする子供」を「思いやりのある子供」に変更します。

		<p>戦後の日本か？お国のためにの思想なのか？とひっくり返りました。 現在の社会の流れを知らない方たちで考えたのでしょうか？ 社会に役立つ人間に育てたいと1つの家族が思うのは個人の自由だと思いますが、市の方針として掲げるのは大変怖いのです。 引越すすら検討したくなります。 もう一度、これからの社会や子育てについて真剣に議論していただきたいです。</p>	
30	p. 1 2 第3章 基本方針1 1 目指す子供の姿	<p>「1 目指す子供の姿」の囲み後「子供たちは、」の後に、「小金井市子どもの権利に関する条例に基き」を加えるべきでは？ 人権を理解する為に、小金井市では条例により、子どもの権利を保障していることを伝えることで、自分たちに引き寄せたより深い人権意識を育むことができるのではないかと。</p>	<p>小金井市の教育は、子供の人権を大変重要なものとしており、基本方針の第一に掲げております。本プランが、小金井市子どもの権利に関する条例を踏まえた計画となっていることをわかりやすくするために、「2 プランの位置づけ」に明記するとともに、本文にも明記いたします。</p>
31	p. 1 2 第3章 基本方針1 2 学校の取組	<p>「2 学校の取組」の中にも、「小金井市子どもの権利に関する条例に基き」を加えるべきでは。</p>	<p>小金井市の教育は、子供の人権を大変重要なものとしており、基本方針の第一に掲げております。本プランが、小金井市子どもの権利に関する条例を踏まえた計画となっていることをわかりやすくするために、「2 プランの位置づけ」に明記いたします。</p>
32	p. 1 2 第3章 基本方針1 2 学校の取組	<p>「子どもたちの人権教育及び心の教育を充実させる、、、」とありますが、具体的な取り組みがかかれていません。ぜひ「小金井市子どもの権利条例」を学校で取り組んでください。「小金井市子どもの権利条例」は長い時間をかけて行政と市民が協働で作上げた素晴らしい条例です。しかし、その周知は低く、教育現場においても知らない人は多いでしょう。人権教育はまず「子どもの権利」から始めるべきであると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。学校に対して本条例の周知徹底を図ってまいります。</p>
33	p. 1 2 第3章 基本方針1 2 学校の取組	<p>「子供たちの人権教育及び心の教育を充実させるとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てます。」とありますが、権利と義務、自由と責任をセットにして子どもの権利という視点で語るのとは明らかな誤りです。</p>	<p>権利と義務及び自由と責任につきましては、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳」において、「自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること」、「自由を大切にし、自律的に判断し、責</p>

		ぜひ正しい視点で訂正をお願いします。	任のある行動をすること」と示されております。小金井の子供たちが、将来、広く社会で活躍するためには、子供のうちから権利と義務及び自由と責任を学ぶ必要があると考えております。 今回は、本文から削除いたしました。
34	p. 13 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	教職員に対する「子どもの権利条例」の研修が必要だと思います。英国では小学生から「子どもの権利」について繰り返し学び、高学年になるとシチズンシップ教育が行われるそうです。人権教育を推進するには、まず子ども自身が持つ権利について考え、自らが権利の行使者であることを実感する事が大事だと思います。その為にも、教職員の方々に「子どもの権利条例」学んでほしいと思います。同時に、学校の授業として「子どもの権利条例」を取り上げてください。	御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。学校に対して今まで以上に本条例の周知徹底を図ってまいります。
35	p. 13 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	「人権教育推進担当を校務分掌に位置付ける」とあります。子どもにどのように学ばせていくのか、その研究が必要ですから、校務分掌に位置付けられることで「人権教育」が推進されることが期待できます。しかしながら、教師は多忙を極めています。先生方が、授業以外の校務分掌等に割く時間が負担を大きくしているのを目の当たりにしていると、手放しで喜べません。何かを増やすのなら、何かを整理しないと教師の負担ばかりが増えて、結果教育の質の低下につながる恐れがあります。教師の業務を全体的に整理することを求めます。	人権教育推進担当は現状でも各校の校務分掌に位置づけており、人権教育の中心となってもらっています。今回のプランにより学校に対して新たな負担となる訳ではございませんが、御指摘のとおり、教員の多忙化は喫緊の課題と言えますので、今後も教員の働き方改革の推進を図ってまいります。
36	p. 13 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	人権課題①～⑩の列举について ちょっとコメントに困ってしまいますが…。「人権問題」をひと言でとりまとめるのは非常に難しいですが、各項目に表現上のバラつきがあることはいなめません。 例えば、①②③④と、⑪を考えてみましょう。⑪は「国際的な犯罪」…だと思うので、①②③④のような表記にしてみれば「北朝鮮」という個別国名はいかなものか…とも思われます。 ⑥アイヌの人々と⑦外国人の並列も「はい??？」となにを表したいのか不明です。 紙面不足で十分な論理展開ができませんが…。いっそ、このような列举ではなく、＜研修会…の視点＞で人権課題についての理解と認識の浄化のため、初心にかえって憲法第3章国民の権利及び義務の第10条以下の条文にそって現代の人権課題を具体的に洗い出す相互学習をする…というのはいか	こちらで示しました人権課題は、東京都の人権施策推進の基本理念を示した「東京都人権施策推進指針」等で示されております。小金井の子供たちが、将来、広く社会で活躍するためには、このような人権課題が存在していることをきちんと理解することが大切だと考えております。

		がでしょうか？	
37	p. 1 3 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	教員研修の基本のひとつとして、日本が批准している「国連子どもの権利条約」についてしっかりと理解し、教育活動に生かせるようにしていただきたい。	御指摘のとおり、平成10年に日本が批准しました「国連『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』」に基づき、学校が教育活動を行うことが大切だと考えております。学校に対して「小金井市子どもの権利に関する条例」と合わせて、研修等での活用を検討していきます。
38	p. 1 3 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	16点の人権課題が列記されているが、当事者である児童生徒が、自他の権利を学び尊重できるようになることがまず基本ではないかと思えます。 そのために、「小金井市子どもの権利に関する条例」は、特に学校教育に関わるすべての教職員がしっかりと理解できるように積極的に周知、運用していただきたい。	こちらで示しました人権課題は、東京都の人権施策推進の基本理念を示した「東京都人権施策推進指針」等で示されております。小金井の子供たちが、将来、広く社会で活躍するためには、このような人権課題が存在していることをきちんと理解することが大切だと考えております。 御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。学校に対して本条例の周知徹底を図ってまいります。
39	p. 1 3 第3章 基本方針1 施策1 主要事業①	〔研修会実施と指導体制確立の視点〕内に小金井市子どもの権利に関する条例についての周知の項目を加えるべきでは。	御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。学校に対して今まで以上に本条例の周知徹底を図ってまいります。
40	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1 主要事業②	小金井市子どもの権利に関する条例 の扱いが一面的。 →「イジメ防止」など第7条の「安心して生きる権利」に偏って記述されており。 第10条の「意見を表明する権利」等に関しては条文の紹介だけになっています。 目標で掲げる2点 ・自ら学び協業して問題を解決していく、想像力豊かな人	各学校においては、児童・生徒の意見を表明する力を育てるため、これまでも教科の学習において対話的な学びを重視し少数で意見を交流する場面を取り入れてきました。教育委員会においても、例えば、小金井教育の日では、各中学校の代表の生徒らがテーマに基づいた意見交流を実施する等機会の充実に努めてきました。

・地域社会の一員として、社会貢献できる人を育成するには、自分の意見を表明し、コミュニティに働き掛け、変化を促したり、社会に貢献する取り組みを自ら行う経験値を積むことが欠かせません。そのためには子どもたちの意見を聞いて「おしまい」ではなく「子どもたちの意見」を学校の校則やルール。行事の運営・生徒会などに反映させ考えさせる姿勢が重要ではないでしょうか。学校での行事運営やルール作り。地域社会のボランティア等で、大人と対等に議論して、子どもの発想を生かして実施に移すことを、民間の一部のイベントで実施しているだけで、教育委員会としては取り組んでいません。こうした取り組みがないと第10条を実践しているとは言えないのではないのでしょうか

アメリカの心理学者ロジャー・ハートの「子どもや若者の社会参加のはしご」を見て欲しいのですが（最後尾の引用を参照）

小金井市の高学年や中学生はボランティアにせよ、生徒会活動にせよ、大人が全て枠組みを用意し子どもたちは与えられた役割を「こなす」立場でしかありません。管理側の都合が優先されている状態です。

これは第10条の意見表明の実践からは遠く離れています。子どもたちが意見を表明するモチベーションは社会に参画することからしか生まれません。地域社会のボランティアの受け入れ団体や中学校での生徒会の運営には、子どもたちと協働する教員と大人の意識改革が必要です。主要事業に上げられている子どもの権利条例の「周知」をしているだけで責任を果たしていることにはなりません。学校と地域社会でどの様に実践するか、議論して実践することが求められています。実践例は、全国に山ほどあり、実践する「アクション」が、令和時代の小金井市の教育委員会求められていることを、まずは認識した上で、子ども権利条例の観点を取り込むことを求めたいと思います。

【引用・参考元】

ロジャー・ハートの参加のはしごから考える「中高生を使い物にするまちづくりが流行りなの？」

<https://dohi.jun.com/post-1582/>

※土肥潤也さんの記事より

NPO 法人わかものまのまち 代表理事、日本シティズンシップ教育フォーラム運営委員、内閣府「子供・若者育成支援のための有識者会議」構成員

た。

学校の教育活動である特別活動の目標の一つに「集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。」とあります。子供の社会参画の意識は、学校での教育活動を通して育てていく必要があります。御指摘いただいた意見を参考にしながら、今後、教職員の意識改革を図ってまいります。

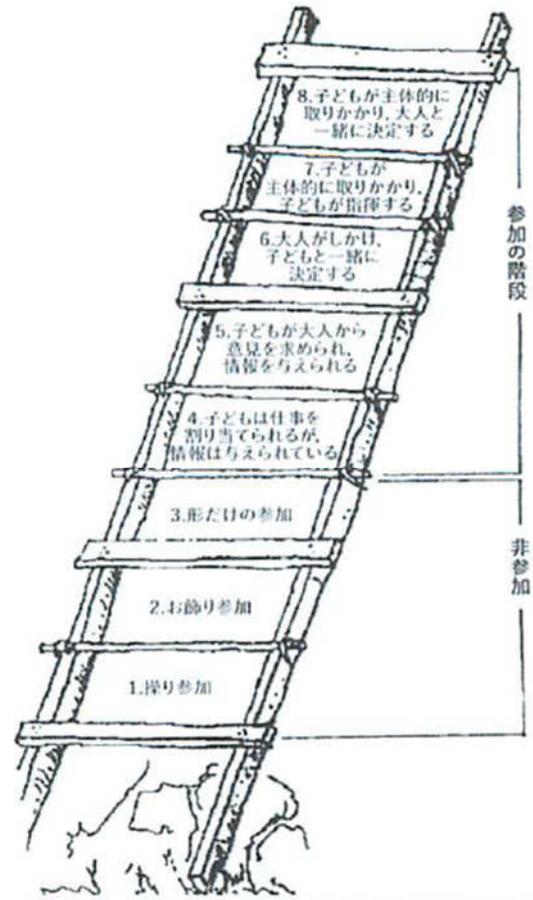
御指摘のとおり、平成21年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の保障を図り、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせることが重要だと考えております。今後、学校に対して、今まで以上に本条例の内容の周知徹底及び活用の促進を図ってまいります。

主体的な参加のあり方とは？

■参加のはしご（説明）

アメリカの心理学者ロジャー・ハートは、子どもや若者の社会参加のレベルを、8段階のはしごに見立てました。それぞれの段階の説明は次の通りで、段階が上になるほど、望ましい状態を表しています。

- 👉 **8 段階【大人を巻き込む参加】** 子どもが主体的に取りかかり、実行するが、その過程で大人を巻き込む。主導権はあくまで子どもにある。
- 👉 **7 段階【子ども主導の参加】** 子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮をして、最後まで自分たちでやりきる。
- 👉 **6 段階【共同決定の参加】** 大人がしかけ、活動について子どもと一緒に考え、双方が納得して意思決定する。
- 👉 **5 段階【意見参加】** 子どもは大人から意見を求められる。子どもには考えるための情報も与えられているが、最終決定は大人が行う。
- 👉 **4 段階【役割参加】** 大人が子どもに一定の役割を与えている。子どもには活動の情報が与えられており、子どもはその意味を分かっている。
- 👉 **3 段階【形だけの参加】** 子どもは形式的に参加させられていて、実質的には参加していない。
- 👉 **2 段階【お飾り参加】** 大人が子どものことを「お飾り」として利用してしまっている。
- 👉 **1 段階【操り参加（欺き参加）】** 大人の利益のために子どもを利用したり、大人の意図を隠して子どもをだましたりしている。



(ロジャー・ハート著、IPA 日本支部訳『子どもの参画』朝文社)

41 p. 1 4
第3章
基本方針 1
施策 1
主要事業②

「いじめ防止等のための方策」として、小金井市のいじめ防止関連の条例、方針が載っていますが、それに連なる形で「小金井市子どもの権利に関する条例」「小金井男女平等基本条例」が書かれています。これらの条例は「いじめ防止」のためだけではなく人権を学ぶためのものになるので、ここに書かれるのは違うと感じます。これらの条例をまず教師が学び、子どもたちの教育に用いることでこそ、生きてくるものです。P13 の研修内容に書く

小金井市いじめ防止対策推進条例の制定にあたっての検討委員会やパブリックコメントでも、いじめ問題と人権教育の関係について多くの御意見をいただきました。それらの御意見を受けて、いじめ防止対策の方策に関連して「小金井市子どもの権利に関する条例」「小金井男

		<p>か、別の項目として「人権条例の周知・理解」等の項目であげるべきです。そのうえで、もう一つの条例を加えていただきたいと思います。P22の「特別支援教育の推進」で表記されている「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」です。特別支援教育の推進で障害の理解教育という意味で、P22にあるのだと思いますが、この条例は「共に生きるまち」を作るための条例です。人権教育として欠かせない視点です。分けて考えることで、すでに壁を作ってしまう。「障害を理解しよう」で終わってしまえば、「共生社会」をつくる意識までいかないのです。違いを理解しつつ、お互いに意思疎通を、一緒に暮らすためにどう工夫するのかを考えることが人権教育にとって大切な視点だと考えます。</p> <p>小金井市として、自らの市にあるこれらの条例についてプランに明記することは大切なことだと思います。「人権」を考えるまちをうたうのであれば、この部分はしっかりと押さえておいてほしいです。</p>	<p>女平等基本条例」を記載いたしました。御指摘いただいた「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」も人権教育に関連する条例と捉えることはできますが、障害者への理解と差別をなくす取組という点を目的として定めておりますので、特別支援教育充実のための方策として記載いたしました。</p>
42	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1 主要事業②	<p>本文中に、「男女が性別に関わりなく個人として対等に尊重され」とあります。ここで「男女」を主語にすると、LGBTsの人たちが入らなくなる可能性があります。そこで、「誰もが」と表す方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり、「男女」の表記について見直しを図ります。</p>
43	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1 主要事業②	<p>本文内の後半で、「子どもの権利」と「男女平等」の内容が触れられていることに、問題があると思います。これは別に項目を立て『「小金井市子どもの権利に関する条例」と「小金井市男女平等基本条例」の周知と運用』とするほうがよいと思います。この二つの基本条例は小金井市として重要なものであり、学校教育の中でも実践的に伝えていくことが求められる内容だと考えます。</p>	<p>いじめ防止対策推進条例に関連する重要なものとして、この2つの条例をあげました。学校でも伝えていきます。</p>
44	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1 主要事業②	<p>いじめに関しては、社会の価値観が大きく影響していると思います。過度の競争意識や同調圧力を減らしていくことは、いじめを減らすことにつながると思います。おとなが反省しなければいけないことも多く、基本的には、大切にされている実感があれば他者も大切にできると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、大人の関わり方が子供の成長に大きく影響すると考えております。小金井市子どもの権利に関する条例の前文にも示されているとおり、愛情をもって子供たちに接していただくよう、すべての大人にお願いしたいと思います。</p>
45	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1	<p>「いじめを把握した場合には、速やか」の後、「(速やか)にきめ細やかな対応を図り解決に務めます」としては。</p> <p>いじめは、根深い問題をはらんでいいると考えられ解決に重要なのは速やかさではないのでは。</p>	<p>小金井市いじめ防止対策推進条例では、学校の責務として、いじめに対して適切かつ迅速に対処する、と示しております。いじめで悩み苦しんでいる子供がいた場合、一刻も早く解決に</p>

	主要事業②		向けて大人が動く必要があると考えております。その中で適切に対処するよう、学校に指導してまいります。
46	p. 1 4 第3章 基本方針1 施策1 主要事業②	「子どもの権利条例」という文言がでてきますが、全体を通してこの条例を具体的に生かした施策にしてください。子どもの声に耳を傾ける、というのが基本ではないでしょうか。	小金井市の教育は、子供の人権を大変重要なものにとらえており、基本方針の第一に掲げております。本プランが、小金井市子どもの権利に関する条例を踏まえた計画となっていることをわかりやすくするために、「2 プランの位置づけ」に明記いたします。また、御指摘の「子どもの声に耳を傾ける」ことは教育委員会としましても大切なことであるととらえております。
47	p. 1 5 第3章 基本方針1 施策2 主要事業③	「、、、迅速に特別支援学級等の入退級に関する業務を行います。」とありますが、「迅速」であることが必ずしも良いこととは限りません。ここは「丁寧に子どもに寄り添いながら」行ってください。	特別な支援が必要な児童・生徒に対して、今後も、丁寧に子供に寄り添いながら教育活動を実施してまいります。 特別支援学級等の入退級に関する業務についても、十分に検討を重ね丁寧に取り組んでまいります。
48	p. 1 5 第3章 基本方針1 施策2 主要事業③	意見というよりも、このセンターの設置に期待します。特に、不登校問題と特別支援が同じセンター内に設置されることにより、分けられた支援ではなくなることを期待します。特別支援を受けていた児童・生徒が、不登校になったとたんに相談先も居場所も変わってしまい余計に不安定になるケースがあります。親も同じように振り回されます。そのようなことが解消されることを願います。	御指摘のとおり、不登校で悩んでいる児童・生徒への対応と特別支援教育の指導に携わる職員が同じセンター内にいて連携した対応を実施することにより、これまで以上に支援を充実させることができるようになります。
49	p. 1 5 第3章 基本方針1 施策2 主要事業③	(仮称)教育支援センターの設置が「思いやりや公共心の育成」なのでしょうか？項目としてとても違和感があります。「一人一人、その子らしさを最大限に伸ばすために」という項目になるのではないのでしょうか？	教育支援センターの設置は、子供たちの心の教育に関わってくる事業と考え、この施策2に位置づけておりましたが、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導の充実という観点が大きく関わっているため、基本方針2の施策4に移動します。
50	p. 1 6 第3章 基本方針1	不登校支援員とは、どのような人か。具体的に何をすることができるのか。	不登校支援員は、登校することができない児童・生徒の支援を行います。具体的には、児童・生徒と一緒に登校したり、登校後の別室指

	施策2 主要事業④		導での見守り等を行ったりします。
51	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	方策に、子ども自身が相談できる場としてホットラインや、オンブズパーソンの設置を記載、実施してください。	ホットラインは小金井市教育委員会の事業ではありませんが、機会を捉えて子供たちに紹介しています。現時点では、オンブズパーソンの設置について子ども家庭部で検討しております。
52	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	授業や地域教材の開発・活用などへの家庭や地域の人々・各分野の専門家等の積極的な参加や協力による家庭や地域社会との共通理解・相互連携との記述があるが、やり方が学校にまかされすぎていて、地域で情報を集め学校教育に協力するコーディネータが不足しています。いじめ不登校に関する対策として、今後5年間で何を改善するのか具体的な記述がなく「かけ声倒れ」になりかねません。GIGA スクール構想やコミュニティスクールという新しい枠組みを今後5年間で推進していくのですから、その中で、どう取り組むのか、再考の上、具体性のある記述をお願いします。	学校が地域の教育力を最大限に活用したり連携したりできるよう、コミュニティ・スクールの実現に向けてコーディネーターの発掘及び育成に努めてまいります。不登校の児童・生徒には、一人一台の端末の貸し出しによる、家庭と学校との遠隔での交流等の実施に向けて準備を進めてまいります。
53	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	「○不登校支援員」についての説明が欲しいです。（不登校訪問支援員とは別？）	不登校支援員は、登校することができない児童・生徒の支援を行います。具体的には、児童・生徒と一緒に登校したり、登校後の別室指導での見守り等を行ったりします。脚注にも説明を記載します。
54	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	現状は、不登校への対策が不十分と感じます。不登校と言っても、完全に登校できないケースから、学校には来ても教室に入れないケースなど多岐に渡ります。 中でも、学校には来ても教室には入れない児童・生徒への対策がありません。「学校にきているから不登校ではない」けれど支援は受けられない。学校の現場任せになっています。 P22の特別支援教育の推進とも関連しますが、特別支援教育の一環である特別支援教室の利用は、「教室にいられること」が前提です。発達障害をもつ児童・生徒は、その特性から教室で過ごすのが辛いことがあります。しかし、教室に入れなくなる＝特別支援教室にも通えなくなる。学校の中に居場所がなくなり、結果、不登校に陥ります。そのようなケースをいくつも見てきています。 一方で、朝の登校時に両親が仕事に出ていて、本人だけでは登校できないことから遅刻となり、そのまま欠席が続く…というケースも耳にします。迎	不登校対策として、不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人についての個人指導カルテを各学校において作成し、現状の把握及び改善に向けて協議しております。不登校になりそうな児童・生徒についても、教育委員会主催の不登校対策会議において改善に向けた対応を協議しております。また、不登校児童・生徒個人指導カルテを活用し、個々の事例の改善に向けて専門家から見解を聞き、各学校へ助言しております。 さらに、不登校支援員の活用を推進しております。不登校支援員は、登校することができない児童・生徒の支援を行います。具体的には、児童・生徒と一緒に登校したり、登校後の別室

		<p>えがあればなんとか登校でき、登校すれば過ごすことができるのに、という声を聞きます。現在、そこへの仕組みもありません。ボランティアセンターに要望が来るとも聞きますが、何の肩書もないボランティアが善意だけで担うことには限度があります。</p> <p>不登校問題に力を入れるならば、不登校になりそうな児童・生徒へのフォローを考えていかねばなりません。その辺りが、この文章からは読み取れません。</p>	<p>指導での見守り等を行ったりしております。</p> <p>引き続き、児童・生徒の心に寄り添いながら、不登校対策の充実に努めてまいります。</p>
55	<p>p. 1 6 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④</p>	<p>いじめ・不登校の対策と、「特別の教科 道徳」を関連付けるのは非常に違和感がある。</p> <p>「特別の教科 道徳」がいじめ・不登校の解決につながるとは思えない。</p> <p>いじめ・不登校が増えている現実、原因を十分に分析、理解し、解決への道筋を示すべき</p>	<p>道徳教育の目標は「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにあります。道徳科の授業では、いじめを防いだり、解決するにはどのようにしたらよいかを各自で考え、協議する授業を展開しております。また、授業終盤では、自分自身を見つめ直し、振り返る場面を設定しております。</p> <p>今回のご指摘を受け、道徳教育の充実を「いじめ・不登校に関する対策」から抜き、別の項目としました。</p> <p>不登校児童・生徒の増加についての原因分析、解決に向けた取組については、現状の取組について改めて成果と課題を整理し、改善に向けた取組について研究してまいります。</p>
56	<p>p. 1 6 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④</p>	<p>いじめ・不登校に関する対策として、道徳教育の充実となっていることに違和感があります。人権教育と道徳教育は別物だと思います。</p>	<p>道徳教育の目標は「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにあります。道徳科の授業では、いじめを防いだり、解決するにはどのようにしたらよいかを各自で考え、協議する授業を展開しております。また、授業終盤では、自分自身を見つめ直し、振り返る場面を設定しております。</p> <p>今回のご指摘を受け、道徳教育の充実を「いじめ・不登校に関する対策」から抜き、別の項</p>

			目としました。 不登校児童・生徒の増加についての原因分析、解決に向けた取組については、現状の取組について改めて成果と課題を整理し、改善に向けた取組について研究してまいります。
57	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	○いじめについて 幼稚園や、小学校低学年では、子供たち自身で解決し合える問題に、保護者が介入することで、より陰湿なイジメに発展させている状況を散見します。 そうした保護者を指導する相談機関があると、栃木県にあったような、ママいじめによる母親の自殺を防げると思います。	御指摘の通り、いじめの問題に保護者が介入することによりより陰湿ないじめに発展してしまうことは避けなくてはならないことです。 小金井市いじめ防止対策推進条例では、学校の責務として、いじめに対して適切かつ迅速に対処する、と示しております。いじめの予防及び早期解決につきましては、関係機関とも連携し迅速かつ丁寧を実施してまいります。
58	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業④	市内の小中学校では、いじめの認知件数並びに、不登校児童・生徒の数が増加傾向にあります。しかし、多くの市民は実状(実数)を知らず、又、不登校についても十分に解らないのでは無いかと思えます。市民がこれらの問題への理解を深め、本プランでも優先して解決すべき課題として示す為、調布市や国分寺市の教育プランと同様に、説明文若しくは注釈に①の文言を、加えて、いじめ不登校の方策の下に②の図表を追加して載く事を希望します。又、不登校の定義に達しない、不登校傾向のある児童・生徒の把握にも努めて頂きたいと思えます。 ①「病気」や「経済的な理由」による者を除き、学校生活上の影響などの理由により、児童・生徒の年間欠席日数が30日以上である場合を不登校として位置付けています。 ②令和2年第10回小金井市教育委員会定例会議議事録 P126 報告事項4の図表	いじめの認知及び不登校児童・生徒の現状について、多くの市民が理解を深めていただけるよう今後は、積極的な情報発信に努めてまいります。
59	p. 16 第3章 基本方針1 施策2 主要事業⑤	ボランティア活動の目的が、地域社会への愛着を高めるとともに地域社会への貢献等を通じて社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など児童生徒の道徳性を養う・・・と記述されています。 これに関して「ボランティアに参加すれば自動的に道徳性を養える」わけではなく、「どうボランティアをすれば、どのような効果が期待できるのか」教育的な因果関係や手法が、はっきりしていません。まず子どもたちの「自発的な動機づけ」を持ってもらう必要があるのではないのでしょうか、さらに「与えられた役割をこなす」だけではなく、役割に加えて「自己裁量や	御意見のとおり、一番大切なことは、児童・生徒一人ひとりがボランティアを行いたいと心の中で自ら意識することです。御指摘のとおり、そこで得た成就感や達成感、有用感をもとに、もっとやりたい、次も行いたい、次はこのように工夫して取り組んでみたいと思うようになることを目指さなくてはならないことを、教育委員会及び各学校が再認識する必要があります。

		<p>工夫の余地」があったり、身近な人たちに喜んでもらえたり、感謝されたときに「自分の力でやり遂げた」という達成感と有用感を得ることができる事が必要です。現状の「お膳立された参加」や「ボラカードを配布するのみ」という段階から、先に進んだ、ボランティアを行う環境作りが欠かせないと思います。</p> <p>これは教育目標にある「自己有用感の醸成」や「自ら学び協業を通して問題を解決する」能力をつけるための経験値を積むことに他ありません。</p> <p>これらを実現するためには「ボランティアカード」の活用が挙げられていますが、あまりに取り組みが貧弱としか言いようがありません。少なくとも下記のような取り組みを、この5年間で着手して起動にのせ、環境の充実化を図ることが必要ではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の市民団体や施設などボランティアを受け入れる様々な団体の発掘やコーディネートをする人材の育成。 ・ボランティアの受け入れ先団体に関して「ボランティアコーディネーション」の実践や実践のための理解促進を行うこと。 <p>「予算がない」とあきらめずに、まずは何ができるか、しっかり目標を掲げ、校長先生や副校長先生等学校現場と議論して始めることが必要ではないでしょうか。</p>	<p>す。</p> <p>教育委員会といたしましても、今後、各学校の実情を踏まえ、ボランティアの受け入れ先の団体等と連携を図りながら、地域社会への愛着を高め社会に貢献する態度を育てていきたいと考えております。</p>
60	p. 17・23・36 第3章 各基本方針 4 指針	<p>各基本方針の最後に「4 指標」としてデータがあります。このデータをどのように評価しているのでしょうか？ 現状を分析するためにこのデータは使われたのでしょうか？ このデータを見ると小金井市の中学生の現状が東京都平均に比べてよくない数字が目立ちます。3%以上低い項目をあげると「将来の夢や目標をもっている」と回答した中学生の割合」「学校に行くのが楽しいと思う中学生の割合」「自分にはよいところがあると思う中学生の割合」「授業がわかると回答した中学生の割合」と4項目あります。小学生時代は割合が高かったものが中学生になるとかなり下がり、しかも東京都の平均より3%以上も低いという部分を問題視すべきだと考えます。このプランの最後にある通り、実行後の点検・評価があって、次のプランが立てられるはずですが。私は中学生の「学習支援」を4年以上続けてきていますが、中学生の学習がとても窮屈になっていると感じます。プリントなど与えられた課題が多く、それをこなすことに追われています。「これが主体的な学びなのだろうか？」と疑問を持っています。中学生になれば、自分に合う学習方法を試行錯誤しながら見つけていくことも重要です。それが将来、自分の道を切り拓く力につながると考えます。</p>	<p>指標として取り上げている全国学力・学習状況調査の結果については、教育委員会で現状を分析し、課題の改善に向けて、様々な教育施策に生かしているところです。今後5年間のプランを策定するに当たり、現時点で東京都の平均より低い項目を指標として取り上げたのは、重点的に取り組んでいくためでもあります。</p> <p>御指摘の点（中学生の学習がとても窮屈になっている点）は、教育委員会としても課題ととらえております。教育委員会による各中学校の訪問を通して、授業改善に向けての指導を重ねているところであります。令和3年度からは、中学校において新しい学習指導要領が実施されます。市内全ての公立中学校で、生徒が主体的に授業や学校生活に取り組むことができるよう今後も指導してまいります。</p>

61	p. 17 第3章 基本方針1 4指標	<p>社会貢献の精神を図るための指標についてですが、プランの中では「将来の夢や目標もっている」という項目を想定していると推察します。これは間接的過ぎると思います。基本方針4についての記述がないので、割り振りの問題はありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この1年地域の行事に参加したことがある(高学年・中学生)」 ・「この1年地域においてボランティアに参加し楽しかった(高学年・中学生)」 <p>という項目を設けるべきです。東京都との比較がなくても、これから5年間の進捗状況を評価する上で入れるべきだと進言します。</p> <p>また「将来の夢や目標を持っている」と回答した小中学生の割合について、東京都平均をめざすのは、正しい考え方なのでしょうか。問題なのは「小学生は82.6%に比べ、65.3%に大きく下がっている」ことであり、この低下を解消するために、このプラン(案)の目標が掲げられたと理解しています。東京都平均を目標にするのは対象として、あまりに目標設定が低すぎると感じます。市長が「子育て日本一」をめざすと掲げているのに教育委員会は東京都平均でよいと言っているのは、市長の意図を考慮しないと言ったことでしょうか？</p> <p>そもそも当プランの目標を実現するために真剣に向き合っていけば東京都トップの指標も夢ではないと思います。指標になぜ平均値を持ち出すのか？また他に適切な指標があるはずなのに、この3項目に選んだ理由を明らかにして欲しいと思います。</p> <p>ちなみに「社会教育課」を教育委員会とは別に設置し「地域参加・ひとづくりまちづくり」を積極的に推進している益田市の教育ビジョンを参考に見た方がよいと思います。特に「到達目標」は参考にした方がよいと思います。</p> <p>益田市社会教育課教育ビジョン https://www.city.masuda.lg.jp/uploaded/life/16658_39532_misc.pdf</p>	<p>以前からボランティア活動への参加率が低いという課題がありました。このことから、ボランティアカードを作成したという経緯があります。地域の行事やボランティアの参加については、その機会の創出は学校や教育委員会だけでは難しく、また、中学生は部活動や学習塾等で、ボランティア活動をやりたくても時間がないという現状もあります。</p> <p>また、本指標については、東京都平均を目標としているのではなく、前年度を超えることを目標にしています。</p> <p>学校教育において、周りの友達や身近な大人から「ありがとう」と感謝される体験を積み重ねていくことが、周りの役に立ちたいという気持ちを育てていくものです。今後は、小学校低学年の段階から、そのような体験活動を継続的に実施していくよう努めてまいります。</p>
62	p. 17 第3章 基本方針1 4指標	<p>「学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合」について。教育支援センターが、子どもたちの社会的自立を支援するという点から見るとこの指標にはやや違和感がある。</p>	<p>主要事業と指標が1対1で結びついているものではなく、総合的な判断で評価していきます。</p>
63	p. 12・17・27 第3章 基本方針1	<p>「社会の役に立つ」「社会奉仕の精神」が強調されすぎている印象があり、違和感があります。</p> <p>「人の役に立つことはいいことだ」と、「役に立たなければ意味がない」</p>	<p>教育基本法の教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」があげられ</p>

	<p>4 指標 基本方針 3 施策 6 主要事業⑫</p>	<p>とは、全く異なりますが、場合によっては、非常に近くにある概念だと感じています。この「近さ」は、やまゆり園の事件を思い返しても、非常にあやうい感じがします。</p> <p>「自分は、誰の役にも、何の役にも立っていない」と感じて、絶望する瞬間がある子も、いるかもしれない。その子が絶望の底でも自分を保ち、立ち上がるには、「役に立つ（役に立たない）」の軸以外に、軸となる柱があったほうが良いように思います。</p> <p>コロナ禍では、体調変化による欠席や、感染拡大防止のための休校、家庭や療養施設等での学習の環境の格差等で、学習や行事の準備等を全員一律のペースで進めることがますます難しくなるかもしれません。</p> <p>そんな中、健全育成推進策に、「児童生徒表彰」とありますが、規範となる行動ができる子・努力ができて優秀な結果が出せる子をほめるだけでなく、「落ちこぼれてしまった子・遅れてしまいそうな子」達のケアやフォローにも力を入れることが、真の健全育成につながるのではないのでしょうか？</p> <p>互助・共助が重要な社会状況の中、「人を助けたい・人の役に立ちたい」という気持ちや行動は大切にしたいですが、「良かれと思ってしたことが、実は、逆効果をもたらしてしまう」事例は、社会の中にたくさんあります。</p> <p>子供達には、その気持ちだけでなく、同時に、情報の取捨選択・科学的な根拠をもって判断ができる、リテラシーの能力を高めていって欲しいです。</p> <p>「人の役に立つ人間になりたいと思う小・中学生の割合」が東京都の平均以上、という目標の指標には、どういう意味が込められているのでしょうか？これが 100%になることが理想だとするなら、「大人が考える枠にはめる管理教育」が行きすぎているのでは？と違和感を覚えます。</p> <p>この質問に「はい」と回答しなかった子供達は、おそらく「人の役に立たなくてもいい、存在しているだけで十分尊い」「人の役に立つと判断した行動が、必ずしも正しいとは限らない」「まず自分のために、自分のやりたいことをやりたい」「自分が人の役に立つとは思えない・人の役に立つ自信がない」「身近な大人から、役に立つ人間になれと言われ続けて、うんざりしている」等の様々な考えを持っているのでしょうか。</p> <p>枠におさまりきらない子供達に、寄り添う取り組みをお願いしたいです。</p>	<p>ています。社会に役立とうとする子供とは、社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする子供です。しかしながら御指摘いただいた点も理解できますので、「社会に役立とうとする子供」を「思いやりのある子供」に変更します。</p>
64	p. 1 8 第 3 章 基本方針 2	<p>自己肯定感が低いと言われて久しい日本の子どもたちですので、「自己肯定感を育むこと」はとても重要だと思います。自己肯定感を能力のあるなしで感じられるものだと誤解している人がいます。学校という長い時間を過</p>	<p>自己肯定感を育むことは、これからの教育において大変重要なことであると認識しております。このことは、学校教育全体で取り組んでい</p>

		<p>し大きな影響を受ける場です。一人一人違うのに、同じ目標を目指す経験ばかりだったり、同じ基準で評価されて良し悪しを判断される。うまくいかない時、評価が悪い時、否定のメッセージをたくさん浴びせられては、自分を肯定なんてできないと思います。マウンティングといった言葉がささやかれますが、そこで序列をつけてしまうような風潮がないよう、違いがあっても上下がないことを伝えてほしいと思います。意識して、子どもたちに、どんな自分でも生きていいんだ、生まれてきてよかったと思えるよう、どの子も自分を肯定できるような働きかけ、環境にしてほしいです。</p>	<p>くべきものであります。いただいた御意見を参考にさせていただき、子供たちの自己肯定感を育むための今後の教育活動の充実に努めてまいります。</p>
65	<p>p. 1 8 第3章 基本方針2 1 目指す子供の姿</p>	<p>基本方針2に、「自分の良さや可能性を精一杯伸ばそうとする子供」とありました。これに関しては大賛成です。 昨今よくネットなどで目にするのですが、小学校において、テストの回答を習っていない漢字で行うと減点されるということもあるようです。小金井市の小学校はそういったことがあるのか分かりませんが、子供が覚えたい、学びたい時に知識を習得させることは褒めるべきことで、学校で習っているかどうかに関わらずどんどん伸ばしていくべきことと考えています。個に応じた指導の充実、是非お願いしたいです。</p>	<p>御意見のとおり、子供が覚えたい、学びたい時に知識を習得させることは褒めるべきです。子供たち一人ひとりが自分の可能性をどんどん伸ばしていくべきことであり、個に応じた指導の充実を今後も図ってまいります。</p>
66	<p>p. 1 8 第3章 基本方針2 1 目指す子供の姿</p>	<p>精一杯のばす。…苦しいです。言葉改める必要がありますよね。</p>	<p>どの子供も、好きなこと・夢中になること・興味をもってやりたいこと等があると思います。そこに没頭する中で、自分のよさや可能性を伸ばせることを目指しております。決して、苦しさを与えるものではありません。</p>
67	<p>p. 1 8 第3章 基本方針2 2 学校の取組</p>	<p>学校の取り組みとして、「一人一人の意見や気持ちを丁寧に聞き〜」とあります。小金井市子どもの権利に関する条例第10条にもありますように、それを実行することはすばらしいことだと思います。子どもたちが意見表明権を認識できるように経験をつんでほしいと思います。</p>	<p>御意見のとおりと考えます。子供たちの意見や気持ちを丁寧に聞き取ることはとても大切なことであると認識しております。</p>
68	<p>p. 1 8 第3章 基本方針2 2 学校の取組</p>	<p>未来のプランの文末に書かれている以下の文章を、学校の取組に書かれている、～生きる力を育成します。の後に追加して頂く事を希望します。 「その為に、小金井市立学校では、子供の声に耳を傾け、子供が自ら解決したいと思える課題を提供し、子供の思考を広め、深めるための適切な問い掛けが出来る様に努めます。教員は子供の思いを形にし、子供がもてる力を形にする能力、学級集団の共通のビジョンを明確にし、実現可能な方向に導く能力の獲得を目指します」</p>	<p>追記の文言については、以下のような解釈になるため、追記は見送ります。 「子供の声に耳を傾け」 →本文の前段落に既出です。 「子供が自ら解決したいと思える課題を提供し」 →課題は自ら見つけるものです。「子供の思考を広め、深めるための適切な問い掛けが出来る様に努めます。」</p>

			→授業改善の内容に当たります。「教員は子供の思いを形にし、子供がもてる力を形にする能力、学級集団の共通のビジョンを明確にし、実現可能な方向に導く能力の獲得を目指します」 →教員の研修の内容に当たります。
69	p. 19他 第3章 基本方針2 施策全般	<p>基本方針2に関する施策として、読書や語学が挙げられていますが、それらに加えて、文章力、作文能力も育てる施策もぜひ検討をお願いしたいです。読書感想文などの機会もありますが特に自分自身の子どももそうだし、小学校で見ることがあった子どもたちの自分の感じたことを表現するための作文力、表現力が不足していることを残念に感じています。</p> <p>例えば高学年の子どもたちでも感想文を見ると、「〇〇をした。楽しかった。またやりたいと思った。」という感じの文章が多い。そこには、自分は何故、どういうところを楽しく感じたのか？という点がなく、言ってしまうとそれを経験したことがない人でも書けるような内容になってしまっています。もちろん全員そうではないですが、そのような文章が多かった印象です。</p> <p>ただそれは子どもたち自身の問題というよりも、表現の仕方についてきちんと教えられることもなく、ただ書かされている雰囲気強いのではないかと疑ってしまう点があります。</p> <p>これからの時代のコミュニケーション力として、それこそグローバルに、ダイバーシティに人間関係を構築していくためには、まずは自分の考えを文字化したり、相手に自分の気持ちや考えていることを明確に伝えられる力を育むことは大変重要だと思います。</p> <p>スマホやゲームなどによって読書量が減っていることもあるかもしれませんが、読書習慣と共にぜひ作文能力についてもお願いしたいです。</p> <p>そして、子どもたちの個性や創造性を育てていくためには、教職員を始めた学校関係者の方々だけの努力に頼る事はもう限界であり、この終わらないコロナ禍のような事態においても、先生方が必死で対応されている状況については大変な感謝と心身の健康面について非常に心配がありますが、限られたリソースでの施策には限界があると思います。</p> <p>そのため、上記記載の多様な人たちとの関わりが必要と考える点からも、例えばもっと教育分野で活動するNPO(例えばカタリバとか)と連携することや、地域で子どもたちのことを気にしている大人たちはたくさんいるので、そのような人たちも含めて総動員で子どもたちの個性や創造性を育むような</p>	<p>読書活動や語学指導の充実とともに、文章力等の育成も非常に大切なものと考えております。</p> <p>学校におきましては、各教科及び様々な場面において、文章等に表現する活動を行っております。</p> <p>引き続き、外部人材の活用も含め表現力の育成に努めてまいります。</p>

		<p>取り組みが出来ると素晴らしいと思います。例えば施策として挙げられているような体験活動・ボランティアなども一つだと思しますのでそのような機会はぜひ充実させて欲しいです。</p>	
70	<p>p. 19 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑥</p>	<p>小・中学生期は、学習に結び付いた本をはじめ、多くの本を読んで読書の幅を広げ、共感したり将来を考える読書を通じて読書習慣を形成する段階と考えることから、以下、要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小金井市立小中学校使用教科書の掲載図書と紹介図書を各校図書室及び市立図書館ならびに図書館各分室へ配架、書誌情報を掲載した冊子を児童・生徒へ配布。 2 小学1年生から中学3年生まで学年別のおすすめ図書の書誌情報を記載した冊子を児童・生徒へ配布。 3 (1)(2)について市立図書館ホームページにて蔵書検索を出来るようにお願いいたします。 <p>【学校図書館の機能及び読書活動充実のための方策】</p> <p>○ 学校図書館支援員の配置と記されていますが、読書活動充実の方策の実現のために学校図書館支援員の常駐をお願いいたします。</p>	<p>読書は子供たちが、知識を得るだけでなく、様々なことを感じ取り、考えることにつながる大切なものであると考えております。</p> <p>現在学校では、市立図書館や学校図書館支援員と連携して、教科書に掲載されている図書や作者の作品を集めて展示したり、紹介したりする取組を行っております。また、おすすめ図書等につきましても、長期休業前などに配布しております。今後も、引き続き読書活動の推進に努めてまいります。</p> <p>学校図書館支援員につきましては、現在、業務委託を行い、各学校に週2日の配置を行っております。令和3年度から、小学校において週3日の配置を予定しております。</p>
71	<p>p. 19 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑥</p>	<p>学校図書、市立図書館等の図書資料の充実を企むべきでは。</p>	<p>学校図書、市立図書館の図書資料につきましては、毎年度予算を計上し、計画的な充実に向けて努めております。引き続き、図書資料の充実に向けてまいります。</p>
72	<p>p. 19 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑥</p>	<p>学校図書館の活用を考えるなら、専門職として学校司書の配置を考えてください。</p>	<p>現在、業務委託を行い、各学校に週2日学校図書館支援員の配置を行っております。令和3年度から、小学校において週3日の配置を予定しております。</p>
73	<p>p. 19・20 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑥・⑦</p>	<p>「施策3 個性と想像力を伸ばす教育の推進」の主要事業を「⑥読書活動の充実」と「⑦語学指導の充実」としてありますが、読書や英語学習によって「自分のよさや可能性を精一杯伸ばそうとする子供」につながる根拠がよく分かりません。</p> <p>知識を持つこと、世の中のことを知ることは将来の財産になるため、読書を推進することは非常に良い活動だと感じています。しかしながら、個性と創造力と読書にはどのような関係があるのでしょうか？</p>	<p>読書は子供たちが、知識を得るだけでなく、様々なことを感じ取り、考えることにつながる大切なものであると考えております。多くの作品に触れることは、個性と創造力を伸ばすことにつながると考えております。</p> <p>グローバル化が急速に進む中、多様な人々と共に生きていくこととなります。外国語活動、</p>

		<p>また、英語は「国際社会に生きる」ことが目的であり、様々な可能性を広げる面では有効ではありそうですが、自分自身の可能性を探って自分の良い所を見つけて伸ばすこととは関係が薄いのではないのでしょうか。「学校の取組」にも、「一人一人の意見や・・・個性や教育的ニーズを把握する」とある通り、「個性」と「想像力」を伸ばすためには、一人一人がどのような可能性を持っているのかを知る機会を作ることが肝要ではないのでしょうか。そのためには、学校以外にも様々な経験を積むこと、自分との対話をする事などの活動が必要かと思えます。</p>	<p>外国語の学習では、コミュニケーション能力を伸ばすだけでなく、様々な文化や生活習慣等に触れることになります。そのような活動を通して、自国の文化等を見つめ、世界に目を向けることが、個性と創造力を伸ばすことにつながると考えております。</p>
74	p. 20 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑦	<p>A L Tの活用はとても良い事と思っておりますが、A L Tと先生の連携がしっかり成されていない印象を受けました。A L Tは委託のせい、学校側も配属されるA L Tをよく知らずに配置されているようです。せっかくA L Tを配置するのなら、もう少し有効に活用できないものなのか。そして、これは仕方がないのかもしれないが、英語を教える先生方の英語習得度も考えなければならないのではと思いました。</p>	<p>教員とA L Tとの連携につきましては、これまで以上に連携を図ってまいります。今後も、教員研修を通して、教員の英語力の向上を図ってまいります。</p>
75	p. 20 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑦	<p>文部科学省から3年生では書かせるなどの御通達があったようですが（ある先生から聞きました）、3、4年生でほとんど英語を書かせずに、5年生になっていきなり書かせはじめるのは、5年生になってからの生徒や先生の負担が増えるのではないかと。もう少しフレキシブルに対応しても良いのではないかと。</p>	<p>御意見のとおり、小学校3・4年生では、話したり聞いたりする学習の外国語活動を行います。4年生の国語科では、ローマ字を学習し、少しずつ英単語等の書く活動に慣れ親しんでいき、5年生の外国語科での書く活動につなげていきます。今後は、児童の実態に応じて、書く量を調整する等の工夫を図ってまいります。</p>
76	p. 20 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑦	<p>「⑦語学指導の充実」中【語学指導～】の「日本語の指導が必要な児童・生徒に対する」の後「様々な言語に対応した」を加えては。</p>	<p>現在、日本語指導員は、英語や中国語を中心とした指導を行っております。今後は、地域の教育力を最大限に生かして、様々な言語に対応できるようにしてまいります。</p>
77	p. 21 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑧	<p>より質の高い芸術に触れる機会の設定のところ、 「オーケストラ鑑賞教室」、「合唱鑑賞教室」の開催とありますが、この二つに限定して欲しくありません。限定することによりむしろ、他の芸術に触れる機会の損失にもとれます。子ども達には多様な芸術に触れて育ってほしいので、オペラ・演劇・ミュージカル・バレエなどもあるので、「その他など」と書き加えて頂きたいです。</p>	<p>子供たちが様々な芸術に触れることは、子供たちの感性を育む点からも大変重要なことでもあります。市で主催する事業以外にも、各学校が実態や実情に応じて、演劇鑑賞教室などを毎年実施しております。</p>
78	p. 21 第3章	<p>「平素の学習活動の成果を発表し自己向上の意欲を一層高めるため」として「連合作品展と連合音楽会の開催」が施策として上げられています。長年</p>	<p>G I G Aスクール構想が進んでいくことで、新しい発表の形態は常に考えて行く必要があります。</p>

	基本方針2 施策3 主要事業⑧	実績のある施策として、上げている点は理解できますが、子どもたちも含め、これほど関心や興味が多様化しているなかでは、選択肢が狭すぎるのではないのでしょうか。例えばダンスや英語など新しく教科に取り入れられているものを発表するなど目標とする発表の場があっても良いのではないのでしょうか。 校長会・副校長会等で、発表の場のアイデアを募ったり、スクールタクトを使い Web 上で発表会を開催するなど選択肢を増やすことを検討してはどうでしょうか。GIGA スクール構想で謳っているとおり、従来の発表の枠組みを前提にせず、Web を使えば各小学校・各中学校をホストに1 ネタ発表会などの可能性もあると思います。スクールタクト等を使えば個人情報を保護した状態で発表が可能ではないのでしょうか。	ます。今後は、教育委員会と学校がアイデアを出し合う中で、個人情報に留意しながら検討を重ねていきます。
79	p. 2 1 第3章 基本方針2 施策3 主要事業⑧	「『合唱鑑賞教室』」の後、等を加え、地域の資源活用を図っては？	学校で取り組む芸術関連の事業の中で、地域の教育資源を有効に活用していくことは大変重要なことであると認識しております。また、子供たちが様々な芸術に触れることは、子供たちの感性を育む点からも大変重要なことであります。市で主催する事業以外にも、各学校が実態や実情に応じて、演劇鑑賞教室などを毎年実施しております。
80	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	知的障害学級である。小金井二中6組には現在1名の介助員がついているが、この人数に基準のようなものはあるのか？特支教育の推進をかかげるのであれば、人材・人員の充実をどのように図っていく計画なのか教えてほしい。合理的配慮の基礎的環境整備は、市の役割だと思う。	特別支援学級に配置している介助員については、予算の範囲内で配置しております。学校には、介助員以外にも特別支援教育支援員等の配置をしております。今後も、学校と連携し、ニーズに応じた支援の充実を図っていきます。
81	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	特別支援教室に関することが触れられていないように思うが、どう進めていくのか。他市より開始が遅い分、他市での成功例や失敗例を参考に子供にとって使いやすい教室となるよう進められているのか？	特別支援教室での指導は、特別支援教育を推進していくための一つの制度です。都内での先行実践についての情報交換を定期的実施しており、本市での取組に生かしてまいります。
82	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	特別支援教室の研修会とは誰を対象にした研修会か？（通常級教員、管理職、特支学級の教員、介助員、支援員、特支コーディネーター）	特別支援教育の研修会は、通常学級の教員、管理職、特別支援学級の教員、支援員、コーディネーター等で対象を分けて実施しております。

83	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	多様な社会のあり方が言われる昨今、特別支援教育はインクルーシブ教育抜きには語れないのが現状ではないのでしょうか。小金井の教育のあり方を示すこのプランの中で、「インクルーシブ教育」についての言及が一言も出てこないのは残念で仕方ありません。小金井市においては「特別支援教育」は未だ「分離教育」の域を出ていないのでしょうか。通常学級における支援の必要性に言及されているところは評価しますが、目指すべき共生社会に向けた教育のあり方として、インクルーシブ教育の推進を上げることが必要だと思います。	御指摘のとおり、特別支援教育では、共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育」の推進の考え方が基盤となっております。今後も、合理的配慮と環境整備を進めていく中で、各学校においては、通常学級と特別支援学級による「交流及び共同学習」の充実に向けて取り組んでまいります。また、『障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井条例』の『リーフレット』を市内小学校第5学年の児童全員に配布し、学校の授業や人権教育の指導で活用する等、インクルーシブ教育の実現に向けて取り組んでおります。
84	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	「○巡回相談～～教育支援員の派遣」について これは現行では、学生対象に募集を行っている支援員のことでしょうか？ 現状では、この役割をボランティアで行ってくれている人たちがいます。何年にもわたり支援しており、学校との信頼関係もできています。学生ではありませんが市民です。こうした人たちを活用してはいかがでしょうか？これこそ人材の宝です。いつまでも善意に頼ってばかりではなく、市としてバックアップしてほしいです。	御指摘の記述は、現行の学生対象の件ではございません。巡回相談は都からの派遣の臨床発達心理士、介助員・学習指導員・教育支援員は市の職員です。地域の教育力を最大限に活用できるよう、今後もコーディネートしていきます。
85	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	「○『障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井条例』の施行及び『リーフレット』の活用」について P9の施策体系に「⑨～心のバリアフリー事業」とありますが、この言葉がP22にはどこにもありません。「心のバリアフリー」という言葉は、教育委員会で作成した小金井市差別解消条例の児童向けの教材に出てきたと記憶しています。この教材活用はどこにも明記されていません。どこで活用されるのでしょうか？P13「人権教育」の部分でこそ、活用されるものだと思います。	自立生活支援課で毎年作成している『障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井条例』の『リーフレット』については、市内小学校第5学年の児童全員に配布しており、学校の授業や人権教育の指導で活用しています。
86	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	現在、小金井市では小学校には情緒の支援級が設置されていませんが、本プランにおいてその点は言及されていません。これは、本来、他自治体であれば情緒・支援級判定相当のお子さんも通常級で引き続き対応していくことなのでしょう。か。 そうしたお子さんに的確に対応し、生き生きと学校生活を送れるよう支援していくためには、個別対応できるだけの余裕のある人員配置と、学校側の知識・スキルが必要です。ぜひ充実させていってください。	本市においては、中学校にのみ情緒の支援学級が設置されております。情緒面での支援が必要な児童につきましては、学校ごとに設置している特別支援教室で指導を行っております。特別支援教室では、巡回指導教員が個別及び小集団での指導を、年間を通して指導しております。巡回指導教員の指導スキルのさらなる向上にむけ、教員研修の充実を図ります。

87	p. 2 2 第3章 基本方針2 施策4 主要事業⑨	<p>特別支援の推進…推進すればする程、分離すすみます。</p> <p>☆障がいのある子どもの人権尊重を図り地域で「共に学び共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育の推進に努め、地域の小・中学校で学ぶことを基本としています。</p> <p>☆障がいのある子どもの就学先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重します。</p> <p>を加えてください。</p> <p>※（☆項目）があることにより、全ての子どもたちにいい影響が必ずあります。いじめが減ったり、優しい心が育ったり、競争（子ども同士）がへつたりします。就学前診断はなくしてほしい程です。共に育つ小金井市まずは小学入学前からしっかりやるべきです。</p>	<p>本市の教育目標の一番に人権尊重の精神を掲げており、児童・生徒が、自分やまわりのよさや大切さを認めることを重要視しております。また、子供の就学先を決める際には、就学先の提案はさせていただきますが、これまで同様、本人及び保護者の意向を最大限尊重いたします。</p>
88	p. 2 4 第3章 基本方針3 2学校の取組	<p>「確かな学力と豊かな心を育み、保護者や地域に信頼される学校を目指します」とありますが後段の施策や内容を勘案すると「確かな学力と豊かな心を育み、保護者や地域に信頼され 協業できる学校を目指します」とすると実際の施策が明確になると考えます。「協業」こそが、コミュニティースクールを実のあるものにするための鍵ではないでしょうか。「協業が必要ない」というお考えではないと思いますが、学校と地域が手を取り合いながら進めるコミュニティースクールのイメージは「信頼される」だけではないことは明白です。ここはあえて宣言すべきでしょう。</p>	<p>御指摘の「協業」という考え方は大変重要であると認識しております。「協業」という文言は教育の分野において一般的でないので、分かりやすい言葉を選んで表記させていただいております。</p>
89	p. 2 5・3 0 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩ 施策7 主要事業⑯	<p>海外では子ども達の学びに積極的に保護者が参加しています。学年初めに学校が広くボランティアを募集し、その力を借りて学校運営がなされています。市内でも本町小ではボランティアのグループが、学校と調整した上で教室に入り学習支援を行っています。コロナ禍で授業改善・学力向上に資する少人数学級が進められる事にはなりましたが、教員や教室を増やす必要があり、当市では直ぐに実現出来そうもありません。しかし、教職員の方々の忙しさは早急に改善しなければならない課題であり、忙しさが児童・生徒の想いや声を丁寧に聞く深い対話を妨げている一因と感じています。</p> <p>子ども達の想いを丁寧に聞き、社会に広く開かれた信頼される学校作りの為には、学校の活動に対して、より一層の支援・協力が必要だと思えます。学校単位で PTA が限られた範囲の保護者ボランティアを募集するだけでなく、全市域から教育支援ボランティアが登録できる窓口の開設と、コーディネーターの配置を行って頂きたいと思えます。これらを活用して、各校が必要としている支援に条件の合うボランティアを紹介する仕組みを作り、ご協力頂きたいと考えています。</p>	<p>地域とともにある学校づくりとして、小金井市では、コミュニティ・スクールを推進しています。コミュニティ・スクールによって、地域の方々の支援をまとめ、より良い学校づくりを進めていきます。</p> <p>御提案の、教育支援ボランティアの人材バンク化とコーディネーターの配置、専門性のあるボランティアの人材バンク登録促進についても、今後、研究してまいります。</p>

		<p>以上から、授業改善・学力向上の為の方策に以下を追加して頂く事を希望します。</p> <p>「市内各校の必要に応じてご協力を頂ける様に、教育支援ボランティアの人材バンク化とコーディネーターの配置を検討します」</p> <p>「専門性のあるボランティアの人材バンク登録促進と、市内の教育機関と連携した外国語やプログラミング教育等を実施します。」</p>	
90	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	<p>この中では触れられていませんが、特別支援教育の中でこそICTはもっと活用されるべきです。支援学級での使用もまだまだ進まないようですが、同じプリント教材の繰り返し学習ではなく、特別支援教育向けの教材は多くあるので是非活用してください。方策に入れて下さい。</p>	<p>御指摘のとおり、児童・生徒の学習の困難さに対する支援や障害特性に応じた指導を、今後は、ICT機器を活用して充実させていきます。</p>
91	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	<p>10月のGIGAスクール構想説明会で大熊教育長が「これは単なるICTの導入・活用ではない。受け身の授業から、子どもたちの主体的かつ協業を全面的に押し出した授業改革である」と宣言していました。ところが、このプラン(案)説明の文章では、単に「ICTを利用して興味や学習意欲を引き出し学習意欲を引き出す」としか読めず、「便利なICT機器を活用します」という、従来の「情報機器活用」教育の域をでていないのではないのでしょうか。これでは、大熊教育長が市民に約束したGIGAスクールで宣言した「授業改革」のメッセージとは受けとめられません。</p> <p>また【方策】に関しても、大熊教育長の意図が十分に文面に反映されておらず、既にルールに乗っている項目ばかりが記述されています。1行目に「研究&実践」が抽象的に記述されているだけなので、この1行をどう具体化するのか、この5年間の施策をもっと踏み込んで記述すべきです。また、既に今年度に行っていることを今後の5年間の方針に入れ込むことは本プランの「令和3年度から令和7年度の5年間」とするとしている記述と矛盾すると考えます。</p>	<p>小金井市GIGAスクール構想において、児童・生徒1人1台の環境が整った今年度の方針・方策について、10月のGIGAスクール構想説明会で教育長が話した内容を整理して伝えるように本文を訂正いたします。</p>
92	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	<p>本文中に「効果的なICT機器の活用により」とありますが、どの部分がICT機器の活用が有効なのか、またどの部分はそれ以外の方法のほうが効果的なのか、まだそれが実証されていない段階ではないのでしょうか？ 現状ではそれを「研究課題」として取り扱う必要があると思います。</p>	<p>ICT機器の効果的な活用につきましては、今後も研究をしていく必要があります。まずは、これまでの研究成果をもとに、効果的な活用を行っていくとともに、さらに研究を深めてまいります。</p>
93	p. 26 第3章 基本方針3	<p>ICT活用の推進については、新しい取り組みだと思います。方針や活用方法への十分な理解や、まだ未知数の健康面への影響についての配慮も、子どもたちや保護者と共有できるようにしてください。</p>	<p>ICT機器の活用につきましては、使い方のルールを設定し、学校と家庭が協力して取り組んでまいります。ルールには健康・安全に使用</p>

	施策5 主要事業⑩		するための項目も設定いたします。
94	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	人員の増員が必要では。	G I G Aスクール構想の実現及び早期の運用開始に向け、現在、I C T技術者である「G I G Aスクールサポーター」が技術的な面から学校をサポートしております。学校の要請に応じて授業中にもサポートに入ります。今後も引き続きG I G Aスクールサポーターを活用していきます。
95	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	<p>I T Cの健康面への影響について学校無線L A Nの子供への被曝被害についての対策が書かれていません。</p> <p>学校で導入が検討されている周波数帯は2. 5GHz（とぎれやすい）と5GHz（干渉源が比較的少なく影響を受けにくい）。5GHzは5Gをこえる周波数帯でWHOの国際がん研究機関（I R A C）が発がんの可能性があると認めた無線周波数帯の電磁波です（2. 5GHz、5GHz 共に）。緑小では、無線をオフにする事なくいつでもクロムブックを使用するとの事でした。対策としては、有線に変更する事が一番です。対策として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎日クロムブックを使用するのではなく週の半分は使用しないなどL A Nをオフにする日をもうける。 2 市はクラスの電磁波を測定し保護者に報告するかつ希望者には電磁波の測定を許可する。 3 電磁波を下げるスピノルルームなどを設置する。 4 ブルーライトカットとタッチペンを使用する。 <p>I T C教育を多くしている国ほど学力が低下する統計があります（O E C D生徒の学習到達調査（P I S A）より）。考える力がなくなるからです。小学生で使用すると学力低下につながります。</p>	<p>総務省HPには、電波が人体に与える影響については、我が国を含め、全世界的に見てこれまで50年以上の研究の蓄積があります。これらの科学的知見を基に、十分に大きな安全率を考慮した基準である「電波防護指針」が策定されています。ここで定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会（I C N I R P）等が策定している基準値と同等のものであり、我が国のみならず世界各国で活用されています。この基準値を満たしていれば、人間の健康への安全性が確保されるというのが、世界保健機関（WHO）やI C N I R P等の国際機関をはじめ国際的な考えとなっています。</p> <p>小金井市といたしましては、安全性が確保されているという認識のもと活用してまいります。</p>
96	p. 26 第3章 基本方針3 施策5 主要事業⑩	<p>先日のG I G Aスクール構想説明会のオンライン配信は、会場に行かなくても話を聞く事が出来、又、参加者からも質問が出来る等、非常に良い取り組みだったと思います。7億4千万を投じたタブレットの配布、接続回線の充実等、インフラは既に十分だと思います。今後は、学びへの活用だけでなく、地域・保護者を始めとした学校関係者との交流にも活用して頂きたいと思います。これは地域ぐるみで子どもを育てて行くというコミュニティスクールの推進にも資すると思います。世田谷教育推進会議の事例を参考に、小金井市でも教育総合会議等のオンライン配信と、市長を始めとする関係者と保護</p>	<p>G I G Aスクール構想に際して導入されたシステムについては、一義的には児童・生徒の教育活動に直接活用するものと考えておりますが、保護者の皆様や地域の皆様との意見交換や交流についても大いに市の教育活動を活性化するため重要なものと認識しております。</p> <p>御提示いただいた御意見も踏まえつつ、本来の活用方法を損なわない程度に、引き続き研</p>

		<p>者・地域団体等との意見交換や交流を実現して下さい。</p> <p>以上から、ICT活用推進の為の方策に以下を追加して頂く事を希望します。</p> <p>「市が開催する教育関連の会議等の配信と質疑応答や、学校並びに PTA 活動にも活用する方策を検討します。」</p>	<p>究を深めてまいります。</p>
97	<p>p. 2 6</p> <p>第 3 章</p> <p>基本方針 3</p> <p>施策 5</p> <p>主要事業⑪</p>	<p>本プランで示された諸施策の先にある、未来の小金井教育推進プラン(以下、未来のプラン)の掲載を希望します。本プランとは別の計画である事は承知していますが、コロナ禍の現在は、未来のプランに書かれている「いつでも・どこでも・どんな状況でも学びを止めない事」が求められているのでは無いでしょうか？又、本プランにも書かれている ICT を効果的に活用した STEAM 教育や、職員の働き方改革、GIGA スクール構想にも深く関連する計画であると考えからです。</p>	<p>市のホームページに掲載しており、いつでも見ることができますので、ぜひ御覧ください。</p> <p>https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/gakkou-kyouiku/koganeigigaschool.html</p>
98	<p>p. 2 7</p> <p>第 3 章</p> <p>基本方針 3</p> <p>施策 6</p> <p>主要事業⑫</p>	<p>「地域社会との連携」「地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し」との記載があり、地域教育の健全育成の重要性を意識した記述になっていますが、「地域教育」が「健全育成」にどのような役割や機能を期待しているのかがはっきりと記載されていません。「バランスのとれた教育」としか記載されておらず、これでは「社会教育」が果たす役割も、また「子どもたちの成長に地域社会がどのような役割を果たすのか」も明確ではありません。</p> <p>【方策】として「子ども会」「健全育成推進協議会」だのみになっていますが、子ども会も健全育成もコロナ禍で活動が殆どなされていない状況です。また、共働き世帯増加による子ども会の加入率の低下。健全育成の委員の高齢化等、「担い手」の状況は先細りであり、方策として今後 5 年間の施策として上げるのはあまりにも心許ないと思います。</p> <p>他自治体の事例を参考にして、健全育成のありかた。子ども会の活性化(特に高学年)。もしくは地域教育推進の担い手の新たな発掘などの施策はないのでしょうか。素人の地域住民を、ほぼ無償で推進していた健全育成の昭和の枠組みは令和になって弱体化しており、子ども会も含め、前年度踏襲のイベントを維持するのがやっとなりで、今後 5 年で歯抜け状態になることもあり得ると思います。新しく地域教育を担う人材を発掘&コーディネートする新しい人材が必要であり、学校区に 1 人の知見のある専門家・アドバイザー兼コーディネーターを配置し支援を行わないと、このままでは弱体化する一方ではないでしょうか。</p> <p>また保護者への地域教育の重要性や子どもを地域で育てることと「健全育成」の関係などを、わかりやすく伝えていくことが、今求められています。地域の行事に参加したことがないという高学年や中学生が東京都平均以下で</p>	<p>本プランは、(基本方針 1・2・3)に限定して策定しているものであります。生涯学習分野(基本方針 4)については、第 4 次小金井市生涯学習計画が現在、策定中であります。</p> <p>御指摘いただいた、第 4 次小金井市生涯学習計画については、現在、パブリックコメントにより素案が公開されておりますので、そちらを参考として頂きたいと思えます。</p> <p>なお、コミュニティ・スクールに係る主要事業としては、主要事業⑯「コミュニティ・スクールの推進」に掲げており、今後も生涯学習部と連携して取り組んでまいります。</p> <p>学校の教育活動における、家庭や地域との連携は大変重要なものであります。各課の垣根をこえて、連携を深めていきたいと考えております。</p>

		<p>あることから、また社会教育主事や社会教育士といった専門家が教育委員会にいないことから、教育委員会は、地域で子ども育てる重要性に関して認識が薄いのではないのでしょうか、施策に何も記述がないのはどういうことなのか、第3次生涯学習計画でも、かけ声だけで実践は伴っていない状況です。この機会に、社会教育の重要性について、このプラン（案）で、教育委員会の見解を市民に明らかにすべきではないでしょうか？</p> <p>【引用・参考元】 第3次小金井市生涯学習推進計画 https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/452/suishinkeikaku/daisanjikeikaku.files/daisanjisyogaigakusyukeikaku.pdf</p>	
99	p. 28 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑬	<p>中学校における部活動の重要性とその維持のための方策については異論はありません。国で推進するとアナウンスもされているので、今後5年間の方策として「やって当然」の話であり、これなら独自のプランを立てる必要はないでしょう。一方で中学校での部活動の加入率が減っており、また中学生の体力に関しては2極化が進んでおり、記述されている方策だけでは、既存の運動部加入の層をカバーするに過ぎません。</p> <p>問題は運動部に属さず民間のスポーツクラブにも属さない子どもたちの体力低下です。地域のスポーツクラブとの連携や運動が苦手な子どもの運動の機会としての「ゆるスポーツ」の展開など、様々な取り組みが全国で実践されています。スポーツをスポーツとしてだけでなく、あそびと組みあわせての体力づくり等を検討してはいかがでしょうか。体協のスポーツイベントのチラシが掲示されていますが、いずれも単発で機会も少ない状態です。渋谷区の取り組みのように、外部の団体にアイデアを募り、協業すべきではないでしょうか？</p> <p>【渋谷どこでも運動場プロジェクト】 https://tokyoplay.jp/shibuyadokodemo/</p>	<p>運動が苦手な子供の運動の機会としての「ゆるスポーツ」の展開は、大変参考となる取組であると考えております。各学校の児童・生徒の体力向上の点からも、先進事例を研究した上で、各スポーツ団体とどのように連携できるのかを研究していきたいと考えております。</p>
100	p. 28 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑬	<p>安全教育については、防犯という意味で、性犯罪やSNS関連犯罪の加害者・被害者にならないために、何をしておかなければならないか、という視点が必要なのではないでしょうか。</p> <p>また、子供には「なにかの事故や事件で、加害者・被害者・目撃者になってしまった場合に、その状況下でも、良心に従い最善の対応を尽くせるような人に育てて欲しい」と個人的には考えていますが、そのあたりは市はどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>各学校は、毎年、外部の講師を招いてセーフティ教室を実施しており、児童・生徒の防犯意識を高めております。最近では、SNS関連の犯罪についてもテーマとして取り上げる学校も増えてきました。今後も、引き続きセーフティ教室の充実に取り組んでまいります。</p>
101	p. 28・29	<p>健康教育の中で、食育だけクローズアップされているのはなぜでしょう</p>	<p>心身の健康の保持増進を図るために必要な知</p>

	<p>第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑬・⑭</p>	<p>か？</p> <p>保健教育は、身体の仕組み・人間の誕生と発達・育ち・病気の機序・環境と健康の関連・望ましい生活習慣・病気やケガや予期せぬ妊娠等の予防と応急的な対応策・「健康情報の収集と判断、健康に関連する行動の取捨選択をする力を養う」ヘルスリテラシー・死とは何か・人生の最後の畳み方とグリーフケア等を、子供の発達や理解度に応じて、段階的・継続的に教えて、統合していくものであると個人的には考えています。</p> <p>地域の特性や地域の子供達の健康状態や生活習慣の傾向も考慮した、統合的な保健学習が、現状ではどのくらいできているのでしょうか。</p> <p>特に、新型コロナウイルスの流行下等では、誤解の思い込みやデマ情報に惑わされないように、正しい感染予防策に則った保健行動を継続することや、体調不良時や家族知人が感染した場合に何をすればいいかの判断がシビアに求められてくる社会になっているのでは。</p> <p>食育も、教育において・健康において、非常に重要な要素であると思えますし、「校内調理式の給食や学校周辺の農地から学べることが多い」という地域特有の強みもあり、それは素晴らしいことだと思います。</p> <p>しかし、市が、「既にある食育リソースや取り組みを例に出して強調し、それをもって『市は健康教育に力を入れている』と主張するための根拠・材料とする」ことのないように、願います。</p>	<p>識及び態度の習得を図るための健康教育は、体育の保健分野で小学校から系統的に学んでいます。</p> <p>食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであると位置付け、国は平成17年「食育基本法」を制定しました。小金井市では、平成20年に小金井市食育推進計画を策定し、食育の推進を図ってきました。</p> <p>小金井市食育推進計画に基づき、学校においても積極的に食育を推進するよう努めています。</p>
102	<p>p. 29 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑭・⑮</p>	<p>緑小に子供が通っています。基本方針3の15番給食関連整備についての箇所についてですが、民間委託をさらに進めるといことですが、行政から離れてしまうことによる管理チェック体制が弱くならないか、今よりさらに質の良い給食を提供できるよう意識を持って取り組んでもらえるのか心配です。14番の食育の推進の箇所素晴らしいと思います。この文章を「食育」だけではなく、どうか実際に子供たちが毎日食べる「食」について当てはめられるかを考えて運営して欲しいと思います。</p> <p>武蔵野市の給食・食育振興財団の代表の方の講演を聞いたことがあります。資料にあった食材の選定基準を幾つか挙げさせてください。・中華麺：国産小麦粉を使用したもの。無着色、無かんすい、卵不使用のもの・卵：自家配合飼料（非遺伝子組み換えの飼料）、抗生物質不投与の環境で育てられた国産鶏の卵・サラダ油：遺伝子組み換えでない菜種を100%使用したもの、ノルマルヘキササン処理をしていないものこのようなこだわりを持っている武蔵野市の給食を保護者として心底羨ましいと感じています。民間に託すことで効率化や採算重視になってしまい質が今以上に下がってしまわな</p>	<p>教育委員会及び市立小・中学校全校に栄養教諭・栄養士が配置されており、教育委員会と学校栄養士会は連携しておりますので民間委託が進んでも行政から離れてしまうことはありません。また、市立小・中学校14校中10校の給食調理を民間委託しておりますが、検証結果では直営校、委託校ともに差が無いといった状況です。今後につきましても小金井市学校給食の指針に基づき、質の良い給食を提供してまいります。</p>

		<p>いか。市の運営だからこそ思える地産地消への思いなどもなくなってしまうのではないでしょうか。</p> <p>どうぞ民間委託とセットで考えていただければと思います。</p>	
103	p. 29 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑭・⑮	<p>食育を推進するには、地元野菜の活用など近隣農家との連携が必要になるので、民間委託を進める方針とは相反すると思います。学校が災害時の避難場所になっていることを考えても、給食設備の充実・メンテナンスなどが重視されるべきでしょう。</p>	<p>現在も地場産物の活用については、市、教育委員会、学校栄養士、JA、農家と定期的に会議を行うなど連携しております。</p> <p>民間委託によって生み出された財源を給食設備の充実に充当し、定期的に大型備品の買い換えや修繕などを行ってまいります。</p>
104	p. 29 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑮	<p>「学校給食調理の民間委託をさらにすすめ、、、」とありますが、小金井市の学校給食の質の高さは自校式での調理と直営が残っていることで保たれていると思います。全ての学校給食が委託された場合、それぞれの委託先での判断が先行され連携も難しくなるのではないのでしょうか。今後も直営と民間事業所が「みんなの給食委員会」などを通して連携し、産直野菜を使った質の高い給食を提供して欲しいと思います。安易な民間委託は止めてください。</p>	<p>教育委員会及び市立小・中学校全校に栄養教諭・栄養士が配置されており、教育委員会と学校栄養士会は連携しておりますので民間委託が進んでも行政から離れてしまうことはありません。また、市立小・中学校14校中10校の給食調理を民間委託しておりますが、検証結果では直営校、委託校ともに差が無いといった状況です。今後につきましても小金井市学校給食の指針に基づき、質の良い給食を提供してまいります。</p>
105	p. 29 第3章 基本方針3 施策6 主要事業⑮	<p>給食は、安全性と災害時のため民間委託には賛成できません。</p>	<p>市立小・中学校14校中10校の給食調理を民間委託しておりますが、検証結果では直営校、委託校ともに差が無いといった状況で、安全性は保たれております。また、災害等の緊急時について委託校では、学校・関係機関から要請があった場合は必要に応じ、連携、協力に努めることとなっております。今後につきましては、災害協定の締結等の検討を進めてまいります。</p>
106	p. 30 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑯	<p>まずは、「学校運営協議会」と「コミュニティスクール」とは同じものなのかが曖昧である（学校運営協議会＝コミュニティスクールと捉えて良いのか）。</p> <p>そして今年から「コミュニティスクール」の一環として、私自身放課後活動を支援しているが、学校運営協議会＝コミュニティスクール（？）設置後、特に学校側とは連携が成されていないように感じられる。コミュニティ</p>	<p>コミュニティ・スクールは学校運営協議会制度を導入した学校です。</p> <p>コミュニティ・スクールでは、地域と学校が協働して様々な活動を行う、地域学校協働活動のコーディネーター等が学校運営協議会委員として、様々な団体からの意見を伝えています。</p>

		<p>スクールのメンバー＝学校運営協議会のメンバーではないようなので、実際に活動をしている者からの学校もしくは校長への報告や質問などをする場がない。</p>	<p>また、学校に寄せられる御意見等は、学校運営協議会においても協議されますので、報告や質問などは随時、学校にしてください。</p>
107	<p>p. 30 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑩</p>	<p>コミュニティスクールの拡充を方策として上げられていますが、大きな課題は学校運営協議会と両輪をなす「地域学校協働本部」の担い手をどう育成し増やしていくかです。現在、既存の団体を中心に検討されていると推察しますが、共働き世帯の増加・地域に関心を持つ保護者意識の低下など逆風が吹いており、どうやって協業の広がりや担い手を確保するかは大きな課題で、いわゆる「ボランティアコーディネーション」が鍵となります。</p> <p>令和元年度の第4回社会委員の会議でも議事録P2に8つの要素が提言されています。その中で、コミュニティスクール推進員が有償で配置できるような予算措置・コーディネーターの位置づけをして育成する。地域の公民館や学校との連携。市民や職員への啓蒙活動。等が上げられていました。しかし、今回のプラン（案）には何も記述がありません。教育委員会として予算措置も、レベルアップの支援のための方策も、立ち上げのためのコーディネートする支援もどうするのかも何も記載されていません。このままだと、とりまとめるのが、結局は校長と副校長の属人的努力に頼るケースが多くなってしまうのではないでしょうか。</p> <p>健全育成や子ども会・町会以外にも小金井市には商店街・青年会議所・NPOや子育て支援団体等、キッズカーニバルに参加している多数の団体があり、そういったこれまで学校との接点が乏しい団体や有志の地域住民が「ここにアクセスして下さい」という窓口の設置も欠かせません。そういった窓口の設置も立ち上げには急務であり、施策として盛り込む必要があると思います。</p> <p>ちなみに、他市の参考として「人生100年時代における 藤沢市生涯学習の可能性」 https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/manabi/kyoiku/shogai/kekaku/inkai/inkai/documents/zinsei100nenzidai_syogaigakusyuu_fjr20629.pdf のP13に「子どもたちと社会教育を取り巻く環境」の下記のような記述があります。</p> <p>「社会教育がうまくいっているところは学校・地域・保護者の関係が概ね良好であると思います。ではなぜそのような関係性が作れるかというと、それぞれを結びつける団体、コーディネーターのような存在が大きいのではないかと思います。」</p>	<p>小金井市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、学校と地域が共に子供たちを育てていきたいと考えています。地域学校協働活動の充実には、コーディネーター等の役割が重要となります。地域学校協働活動を推進する部署と連携しながら、コミュニティ・スクールの拡充を勧めてまいります。</p>

		<p>という記載示すように、コーディネーションが今後5年間で重要になると考えます。内容の再考を求めたいと思います。</p> <p>【引用・参考元】 令和元年度第4回社会教育委員の会議 令和元年8月26日(月) https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/kaigiroku/syakaikyoubukukaigi/syakaikyoubukureiwal.files/01dai4kaisyakyoubukaigiroku.pdf</p>	
108	p. 3 0 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑩	<p>○コミュニティスクールについて</p> <p>学校運営協議会とか、委員とかメンバーとか、そういう仕組みが頭でっかちだと思います。</p> <p>協議会メンバーになり、規定の会議に出席して、協調性ある意見を申し出るのでなければ、保護者は子供の教育を話し合う権利がないのですか？</p> <p>我が子が通う学校に対して、我が子が受ける教育に対して、保護者と校長、保護者と教師たちが、忌憚なく意見交換して、協力しあう仕組みを、早急に作って欲しいです。</p> <p>地域との連携は、その延長線上にある話だと思います。</p>	<p>学校と保護者の方々との協力は、学校運営協議会のみで行われるものではありません。引き続き、学校におきましては、学校説明会や保護者会等における意見交流の充実に努めてまいります。</p>
109	p. 3 2 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑩	<p>カンガルーポケットの掲示の協力とありますが、子ども達は危険を感じた際に本当に利用することができているのでしょうか。我が子や友達の話聞いても話を聞いただけでは、実施に利用する勇気が出ないということでした。過去に、夕方の突然の大雨で接近してる落雷に身の危険を感じてもカンガルーポケットに助けを求めることは考えずに震えながら家に帰ってきました。親としてはどこかの軒先で雨宿りをして欲しかったと思いつつ、複数いたのにもかかわらず、子どもにはその発想がなかったそうです。その事実大きな不安を覚えました。</p> <p>防犯ブザーを実際に音を出す体験をするように、実際にカンガルーポケットに逃げ込む体験（呼び鈴をおしたり、実際に施設に飛込んだり）を低学年のうちには是非させて頂きたいと思います。呼び鈴を押した経験が過去にあっただけでも、いざその時になったら、過去の実際の体験で身を守るための行動に大きな違いがでると思います。地域探検の授業に盛り込むなど方法はあると思います。地域に開かれた学校を目指し連携をはかるのなら、地域を巻き込みながら子ども達と一緒に育てていっていただきたいので、「子ども達が実際の危険時を想定してカンガルーポケットを利用する体験をさせる」を追加して頂きたいです。</p>	<p>カンガルーのポケットは、子供が誘拐や暴力等の被害にあったとき、またはあいそうになったと助けを求めてきた時に、その子供を保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動です。</p> <p>カンガルーのポケットを活用した学校の取組として、カンガルーのポケットスタンプラリーを実施したり、集団下校訓練の中で実際に登録家庭のインターホンを押して子供たちと登録御家庭の方が顔を合わせる活動をしたりしている小学校もあります。このような取組は、保護者の方の協力もあり実現しているものです。今後、コミュニティスクールが拡充していく中で、カンガルーのポケットは、地域の拠点としての役割を担っていくこととなります。</p> <p>また、令和3年度からは、新しいステッカーに変わります。</p>

			<p>今後は、学校の実情を考慮した上で、効果的な取組については多くの学校で実施できるよう周知してまいります。</p>
110	p. 3 2 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑱	<p>私の知人が確認した処、隣の小学校ではPTA主体の通学路見守りは行っていないとの事でした。学校毎に見守り活動にはバラつきがあるのだと思います。年一回の通学路点検では十分に危険個所の特定、改善は行えず、昨年、坂下地区で発生・逮捕された事件の様に、警察の力を借りなければならないケースもあります。本文の防犯カメラを設置しています。と、児童・生徒に対する～の間に以下の文章を追加して頂く事を希望します。</p> <p>「これらを行っても尚、解決出来ない課題に対しては、行政、警察、学校と、PTA、保護者、地域団体等が協力して早期の解決を目指します。学区内の不審者や事件等の情報は、積極的に一斉メールやSNSを用いて注意喚起して行きます。」</p>	<p>登下校時の安全確保に関しては、文部科学省発出の「登下校防犯プラン」に基づく地域連携の場の構築に取り組んでいるところです。すでに、警察・教育委員会・学校現場の間では不審者情報の共有などの提供や発信について連携の窓口を設けているほか、適宜緊急合同点検などを実施して早期の解決を目指しているところです。本市においては、今後も、地域の安全の拠点となる「カンガルーのポケット」事業の充実を図ります。</p>
111	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑲	<p>指定校を変更できるのは、どのような理由がある時か？</p>	<p>指定校変更の要件については、要綱で規定しており、内容はホームページでも御覧いただけます。</p> <p>https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/gakko-kyouiku/nyuugaku-tsuugaku/siteihenn2.html</p>
112	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑲	<p>学区の見直しは非常に賛成である。</p> <p>実際に学区の一番端に位置する我が家は、近くの小学校でなく、わざわざ車通りの非常に多い道路を一駅分歩かねばならず、安全性に疑問と不安を感じている。見直しと選択が出来る様になることを強く望む。</p> <p>また、子どもが発達障害など個性が強い場合など、学区に限らずその子にあった小学校を選べるような柔軟な対応ができるようになって欲しいと思う。実際に子どもが発達支援センターに通っているが、今の学区だと規模の大きい小学校になるため多少不安がある。小金井は良い意味で地理的にもコンパクトにまとまった市であるので、柔軟な学区選択制度があれば、より個人の個性に合った学びの場作りに繋がるのではないかと思います。</p>	<p>小金井市では、地域と学校のつながりを重視しながら、地域全体で見守りを行うという考え方のもとに指定校制度を運用しています。</p> <p>他方、個々の児童・生徒の事情に応じた教育環境を整備する重要性についても、これまでとは違った配慮が必要となっていることも認識しております。</p> <p>今後とも当事者である児童・生徒の豊かな学び環境への希望と地域社会とのむすび付きのバランスを取りながら今後とも制度設計を検討してまいりたいと考えております。</p>
113	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7	<p>こちらについては早急に検討してもらいたいです。</p> <p>特に中学校では進学や部活動にも差があると思うので、好きなところに通学できるようにして欲しいです。</p>	<p>小金井市では、地域と学校のつながりを重視しながら、地域全体で見守りを行うという考え方のもとに指定校制度を運用しています。</p> <p>他方、個々の児童・生徒の事情に応じた教育</p>

	主要事業⑱		<p>環境を整備する重要性についても、これまでとは違った配慮が必要となっていることも認識しております。</p> <p>御指摘いただいた内容では、中学校の指定校に関して、部活動を理由とした指定校変更を一部認めるよう、制度を変更した経緯がございます。</p> <p>今後とも、当事者である児童・生徒の豊かな学び環境への希望と地域社会とのむすび付きのバランスを取りながら今後とも制度設計を検討してまいりたいと考えております。</p>
114	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑱	<p>「調整区域」導入の検討について。事実上すでに導入されていることを考えると、検討という言葉はやや控えめすぎるようにも思う。</p>	<p>調整区域は、恒久的な学区域変更と比べ、比較的短い期間で、地域との結びつきを維持しつつ通学する学校を選択する幅が広がるという面で、積極的に活用できる余地が大きいものと認識しており、引き続き、メリット・デメリットの双方から研究を続けてまいりたいと考えております。</p>
115	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑳	<p>放課後子ども教室と学童の連携など武蔵野市の「あそべえ」等は先進事例として、既にモデルがあるのに、今後5年で検討「しか」記述されていないのは非常に残念です。武蔵野市では「あそべえ」だけでは、十分ではなく、選択肢を増やしたいという保護者の意見も聞いています。</p> <p>小金井市が今後5年間検討しているうちに、隣の市では、さらに先に行く取り組みがなされることは明白で、格差をこれ以上広げることを容認するのでしょうか。</p> <p>時給のアップや実施など数量の観点だけではなく、中身「質」の評価軸も検討し導入すべき時期にきています。ぜひ「検討だけ」の記述から脱却して下さい。</p> <p>また、これまでの放課後子ども教室の運営の仕方が、運営側の「都合優先」であり「他の小学校の児童の参加禁止・中学校での拡大はしない」など、小金井市「独自」の規制ルールが存在し、区内ならどこのイベントに参加してもいいという足立区などとは大きな違いが目立っています。</p> <p>保険の関係など運用で読み替えればいくらでも対応できるのに、子どもたちの目線ではなく運用側の理解不足で運用が子ども目線になっていないの</p>	<p>本プランは学校教育部が作成主体となっており、放課後子ども教室は生涯学習課、学童保育所の運営は児童青少年課の所管となっております。</p> <p>本プランは学校教育を中心に策定されているため、放課後子ども教室や学童保育所との連携は大切ですが、詳細なことが記載されておりません。いただいた御意見を参考に、今後とも生涯学習課や児童青少年課との連携を十分に図ってまいります。</p>

	<p>は、怠慢ではないでしょうか。</p> <p>放課後の居場所づくりで重要なのは「子ども目線」であり「子どもの権利」を意識した運営です。</p> <p>令和元年度事業の教育委員会の評価報告書では東京農工大の三浦准教授から、中学校での居場所づくりの重要性が言及されていますが「今後の拡充を考えていないと」教育委員会が返答していることから見ても制度の捉え方が運営側の「都合優先」になっていることが伺えます</p> <p>隣の小学校の方が便が良い子どももいるだろうし、自分にあった教室を選ぶ選択肢の確保も重要です。単体のボランティアだけでなく、以前は NPO などの団体に委託していた時代もありましたが、小金井市は独自に「切り捨て」を行ってきました。（ちなみに他自治体では NPO 等に事業を委託することは当たり前に行われています。）小金井市は、この 10 年で、独自に制度を硬直化させ居場所づくりの選択肢を減らしてきたのではないのでしょうか。当方は、放課後子ども教室を実施しているが、科学的根拠や説明が不十分な「規制」が数多くあり、また子ども目線にあわせた裁量権が殆ど認めておられず、制度の趣旨から大きく外れています。コロナ下での実施ガイドラインも他校児童・生徒の参加禁止など。感染防止の観点からは非科学的な項目が書かれているなど、迷走しているようにしか見えません。</p> <p>運営委員から質問が出ても、しっかり答えられる事務方がいないと状態だとも聞いています。制度本来の裁量の広さを上手く活用し、小金井市にあった柔軟な運用できる様にしないと、今後、コミュニティスクールなどでの連携時に上手く機能しないリスクもあり得ます。単なる「検討」だけでなく制度運用の再構築の実施を求めたいと思います。</p> <p>また実行委員会への委託内容の再検討も必要だと考えます。そもそも素人が多い委員に対して事務方が上手くハンドリングできていないこと。また委員やコーディネーターに問題があった場合に、ご退場願うことを想定していないことも杜撰です。何をまかせて何を教育委員会で行うのかが実際の運用から乖離しており、ここでも改善する必要があると思います。</p> <p>また小金井市の子育て子育てネットワークが、子どもの居場所情報サイトを立ち上げました。</p> <p>https://anyany.nobinovino.net</p> <p>また小金井市子ども・子育て会議では、居場所部会を立ち上げています。</p> <p>https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/434/kosodatekaigi/kodomonokenribukai.html</p>	
--	--	--

		<p>子どもの居場所について、どんな環境がいいのか。どういう場所であるべきか。そうした議論を議事録を見る限り、運営委員会で、なされていません。そうした議論を部局の垣根を越え、官民を越えて、市民会議の様な場所で検討していくべきです。今回のプラン(案)でも放課後の居場所づくりの考え方として、他部局や市民と「連携する」ことをトータルな施策として検討実施する。教育委員会も連携しながら一翼を担うという宣言が、このプラン(案)で、なぜできないのでしょうか。これほど問題が山積みなのに、「検討だけ」という記述にはどうしても納得がいきません。下記の改善点を明確に記述し、運営の質の改善を宣言すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場目線・子ども目線での運営を貫く ・制度を柔軟に行い場所や担い手、対象に関して利用者目線を貫く ・コーディネーター運営委員には、子どもたちの居場所に関する正しい知識と運用を研修等でレベルアップを図る。(放課後子ども支援士レベルは重要ではないでしょうか) <p>【引用・参考元】 令和2年度 小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(評価対象:令和元年度事業) https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kyoikuiinkai/kakusyuzigyou/tenkenhyouka.files/R2tenkenhyouka.pdf</p>	
116	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑩	<p>核家族化、共働き世帯が多くなり、かつて家庭や地域で担っていた子ども達の居場所、下校後の学習支援、多世代交流などが、現在では、そのほとんどが学校が担う形となり、先生方の負担が増大している。</p> <p>先生の負担が増大した結果、学習でつまづいてしまう子ども達へのフォローや、学校での人間関係や悩みなどに寄り添う対応が不十分になっていると感じる。</p> <p>2020年に一斉休校となった際には、3か月にわたり、家庭学習になったが、学校から提供された学習教材は膨大なプリントだけだった。紙に印刷されてプリントから、子ども達の意欲が生まれるのは難しく、また、子ども達と学校、クラスのつながりが感じられない対応が、とても残念だった。同じ市内でも、学校による対応の違いがあり、ある小学校ではネット上で朝の会を開いたり、動画で授業配信をしていたという話も聞いたが、自分の子どもが通っている学校ではそのような対応がなく、学習習熟度も気になった。</p> <p>今回の第3次明日の小金井教育プランでは、一斉休校時と同様、現在の体制を継続した状態で、高い目標設定がされており、学校の現場での対応容量</p>	<p>教員の働き方改革については、外部人材を学校に配置するなど今後も推進し、教員の負担軽減に努めていきます。小金井市では、コミュニティ・スクールを推進し、家庭や地域の力を学校支援に生かしていきます。いただいた意見を参考にしていきます。</p>

		<p>を超えていると感じた。</p> <p>まずは、先生方の負担軽減の為、少人数学級として、先生が個々の子ども達の状況を把握して、対応できる環境づくりを検討してほしい。その為に、保護者や地域の人材に目を向けて、活用できる仕組みを作してほしい。</p> <p>他の自治体や他国では、保護者や地域ボランティアが学校と連携して、子ども達との学びの場や遊びの場を設けている。</p> <p>鎌倉市では、「放課後かまくらっ子」という取り組みがあり、その事業概要は以下の通りである。</p> <p>全ての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行う事ができる。</p> <p>これは国が示している「放課後子ども総合プラン」の鎌倉版で、2020年度までに、すべての小学校区で実施予定となっているが、小金井の放課後教室では、残念ながら、この規模には至っていない。</p> <p>現在小金井市で行われている、放課後子ども教室、学童保育、児童館事業、子ども達に関係する事業を今一度見直し、鎌倉市のような事業にしていけないか、ぜひ、検討してほしい。</p> <p>子ども達にとって、家族や学校以外に自分を知る大人の存在は大きいと思う。地域で子どもを育てるという意識を市として示して、実行してほしい。</p>	
117	p. 33 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑳	<p>「小1の壁」以外にも、「小4の壁」もあると思います。</p> <p>小金井市の学童は3年生までしか通えないため、4年生以降の居場所がなく、保護者と子供は困っています。</p> <p>放課後こども教室はありますが、学年や人数の制限があるため毎日通えず、時間も決まっています。共働きですと、毎日、保護者の帰宅時間まで過ごせる場所としては適当ではありません。また、そもそも子供が参加したい教室がない場合は、子供は参加しません。</p> <p>他に大人の目が届いて、学童の代わりとなる場所もないので、自宅で過ごすか、塾や習い事に通わせることとなります。自宅で孤独に過ごしたり、通いたくもない塾や習い事に通うことは、「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」という理想からはかけ離れたものとなってしまいます。</p> <p>是非とも高学年の子供の居場所について、ご検討頂ければと考えます。</p>	<p>子供たちが、放課後に安心・安全に生活できる場所の実現に向けて、コミュニティ・スクールの早期実現と放課後子供教室の一層の充実が図れるよう、担当部署の垣根をこえて、連携・検討を重ねております。</p>
118	p. 33 第3章 基本方針3 施策7	<p>小金井市の学童保育は希望者は全員入れるという長所がある一方で、入所基準は週4日、1日4時間以上の勤務と他自治体に比べて厳しくなっています。また、居宅外での勤務のみ対象となり、居宅内勤務は対象にならないとも聞いています。</p>	<p>子供たちが、放課後に安心・安全に生活できる場所の実現に向けて、コミュニティ・スクールの早期実現と放課後子供教室の一層の充実が図れるよう、担当部署の垣根をこえて、連携・</p>

	主要事業⑳	現在は保護者の働き方も多様化し、フルタイム・正社員としての勤務だけでなくパートタイム、フリーランス等様々です。フルタイムやそれに準ずる働き方の保護者だけを視野に入れるのではなく、多様な働き方があることを把握し、それに応じた放課後の居場所づくりを考えていってほしいと思います。	検討を重ねております。
119	p. 3 3 第3章 基本方針3 施策7 主要事業⑳	人材という言葉ではない言葉で。人は材料ではありません。	人材は、ものごとをうまく処理できる人物のことで一般的に使用されていますので、プランの中でも使用しております。
120	p. 3 5 第3章 基本方針3 施策8 主要事業⑳	⑤副校長の業務負担の軽減についてですが、コミュニティースクール等地域との協業や窓口の設置など推進するには、現状のままだと副校長の業務負担が増えることは、杉並区の和田中の事例をみてもあきらかです。バックアップ体制を作るには、令和元年度の第4回社会委員の会議の議事録 P2 にもあるように、推進委員を有償で設置するなどの施策を実施しないと解決しないのではないのでしょうか 【引用・参考元】 令和元年度第4回社会教育委員の会議 令和元年8月26日(月) https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/kosodate/kaigiroku/syakaikyoubukukaigi/syakaikyoubukureiwal.files/01dai4kaisyakyoubukairoku.pdf	副校長の業務軽減については、本市においても重要な課題として捉え、改善に向けて取り組んできているところであります。コミュニティ・スクールを推進していくにあたっては、副校長の業務負担にならないよう考えております。地域との窓口は地域学校協働本部のコーディネーターが担うように考えています。
121	p. 3 5 第3章 基本方針3 施策8 主要事業⑳	根本問題として、正規教職員の増員について、真剣に検討していただきたい。	正規教職員の増員について、小金井市独自で取り組むには、人件費等の大きな予算を必要とします。機会を捉えて、正規職員の定数増について国に要望していきます。
122	p. 3 5 第3章 基本方針3 施策8 主要事業⑳	教員の働き方改革では、非正規の教職員をなくし、正規職員をふやす方針を示してください。安定して働けることは子どもたちによりよい教育を保障する基本といえるでしょう。	正規教職員の増員について、小金井市独自で取り組むには、人件費等の大きな予算を必要とします。機会を捉えて、正規職員の定数増について国に要望していきます。
123	p. 3 6 第3章 基本方針3	ここに関しても コミュニティースクールの拡充の指標と放課後子ども教室の検討と再構築の実施の指標を何かしら設けるべきではないのでしょうか？ 前述の令和元年度事業の評価報告書の記述されているように、学芸大の腰越	コミュニティ・スクールにつきましては、順次拡充していく方向で検討しております。 放課後子供教室の実施や充実及びコミュニテ

	4 指標	<p>准教授から「次年度以降は連携事業の内容評価について言及してみてもどうか」と提案を受けているのに全く無視していることにならないでしょうか</p> <p>また准教授の指摘に関しては、ボランティアセミナーでのオンライン開催についても、生涯学習の範疇ではありますが、コミュニティスクールの担い手の確保の観点からも無視できません。ボランティア登録された方々とコミュニティスクールをつなぐコーディネーションなども施策としてあげるべきだと思うが、担い手・ボラの確保に関しても教育委員会が何も支援を行わないのでしょうか。</p> <p>【引用・参考元】 令和2年度 小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(評価対象:令和元年度事業) https://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kyoikuiinkai/kakusyuzigyou/tenkenhyouka.files/R2tenkenhyouka.pdf</p>	<p>イ・スクールの実現に向けたコーディネーター役の人材育成に関しましては、今後、生涯学習課と十分に連携を図っていきます。</p>
124	p. 3 8 第 4 章 1 推進体制	<p>子育てや福祉健康などの分野を所轄する他部局と、これまで以上に連携を強化するということが掲げている所は評価できるのですが、施策の個別の場所でどういう連携が可能かが書かれていないために、実際の連携をどう行うのかプランからは全く読み取れません。「連携」という長年の課題に今後5年間でどう手をつけていくのか具体的な施策や動きの計画を記載すべきだと考えます。</p> <p>また、「市民・学校・・・教育関係団体・市が主体的に行動」とありますが、教育委員会としては、どういう役割と立ち位置で推進するのかが不明です。教育委員会は市とは別の立場の役割があるはずで。</p> <p>本来ならば、「本プラン推進にあたっては、教育委員会が全体のコーディネートを行い・個別の方針を指し示し、市民・学校・・・教育関係団体・市が主体的に行動」と記載すべきではないでしょうか。「プランを作ったら教育委員会が丸投げ。あとは個別に主体的に取り組んで下さい。」とも読めてしまわないでしょうか。これでは PDCA を教育委員会がしっかり回せるのか心配になります。まずはしっかり、個別の行動主体の役割や個別の支援について、教育委員会が全体設計をして、動かないとバラバラに動くだけになるのではないかと。社会教育の観点からもトータルに俯瞰してできるのは教育委員会になるはずで、そのことは明記すべきと考えます。</p>	<p>教育委員会としてはどういう役割と立ち位置で推進するのかが不明で教育委員会は市とは別の立場の役割があるはずとの御意見ですが、本文1行目の「市」は小金井市（教育委員会を含む。）という意味で使用していましたが、2段落目に関係部局との連携をうたっていることから、「市」を「教育委員会」に変更します。また、プランを作ったら教育委員会が丸投げということではなく、本文2行目にあるように、互いに協力・連携して取り組んでまいります。協力・連携するに当たっては、教育委員会事務局が全体のコーディネーターを担うこともあると考えられますが、個別事業や事案によって臨機応変に対応してまいります。</p>
125	p. 3 8 第 4 章	<p>目標や指標が、「既に取り組んでいることの延長上で達成できそう」というレベルになってしまっていることが残念です。一般企業では、現場に「負</p>	<p>目標・指標についての御意見ですが、教育目標は教育委員会で策定したものであり、目指す</p>

	2 進行管理	<p>荷がかかる目標」を経営層が設定し取り組みが進化していきますが、教育委員会は、ボトムアップの現場の都合目標になっているフシがあります。</p> <p>教育長が設定した目標を実現するために部の目標・課の目標が設定されるべきで、当然、教育長の決裁が必要なはずで、5年間必死に取り組んで何ができるのか、ボトムアップではなく、トップダウンの目標や評価の指標の設定にすべきだと感じました。</p>	<p>子供の姿や指標等は小金井市教育プラン検討会議で設定したものになります。したがって、現場の都合目標ではありません。</p> <p>また本プランは、教育長の決裁ではなく、最終的には教育委員会の議決により策定されます。</p>
126	その他	<p>子どもが二小で大変にお世話になっています。先生方クラスのみなさんに支えられて行き渋りの状況ですが、何とかつながっております。ぜひとも少人数クラスの設置をお願いしたいです。少しでも先生の負担が減り、敏感な子どもへの配慮ができる環境にさらなることを切に願います。</p>	<p>少人数学級による指導を小金井市独自で取り組むには、人件費等の大きな予算を必要とします。国や東京都に対して、機会を捉えて、少人数学級の実現に向けて要望していきます。</p>
127	その他	<p>職員の皆様には、普段よりお疲れ様です。第3次明日の小金井教育プラン(案)を読みましたが「性教育」の一文字も記載が無く、とても残念です。</p> <p>昨今、児童、未成年の望まぬ妊娠は増加し、性病の梅毒も増えているニュースもあり正しい性教育を受けずに起きる悲劇の連鎖はとどまる所を知りません。</p> <p>北欧などでは日本での幼稚園児の時から「年齢に合わせた性教育」を開始し中学生世代ではセックスと避妊の大事さを学び、併せてLGBTQについても理解していきます。</p> <p>フィンランドでは「セクシュアリティ教育」と呼ばれています。</p> <p>小金井市でも「セクシュアリティ教育」をぜひ検討いただけます様、宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>性教育につきましては、学習指導要領に則り、発達段階に合わせた指導を小・中学校において実施しております。</p> <p>性教育の内容は、体育科・保健体育科はもとより、各教科に関連する内容が多くあります。これらを相互に関連付けながら学校の教育活動全体で指導していきます。各学校においては、今後も、教科書はもとより、東京都教育委員会より発行の「性教育の手引」(平成31年3月)を参考に、適切に指導してまいります。</p>
128	その他	<p>保育、介護、地域福祉を一体的に行う福祉施設を運営しています。</p> <p>そのため、日頃から支援の必要が有る無しに限らず、小中高大学生も出入りしています。</p> <p>子ども達の話の聞いたり見ているのは、相変わらず子ども達が忙しく、管理された時間の中で過ごしていることです。</p> <p>そのため、今年のように思いがけず管理されない時間が出来た時に、どうすればいいか分からないという子どもが多いように思います。</p> <p>そしてそれは大人も同じです。</p> <p>考えてみれば、そう教育を受けて大人になったので、管理をされなければ動けないのも無理のない話です。</p> <p>そして、保育で来ている子どもの親からは時折、 「ここで自由にしていると、学校に行ってから集団行動が出来ないのではないかと心配」と聞きます。</p>	<p>小学校や中学校における集団行動を通して、子供たちは、時間を守る大切さや周りに迷惑をかけない行動等を学んでいきます。子供たちの、管理された中でしか行動できない、自分で考えて行動できないという姿については真摯に受け止め、主体的に行動できるように、学校での指導を一層工夫していく必要があります。</p> <p>学びのプロセスを楽しませるには、学校で多くの時間をともに過ごす教員の指導の工夫が大きく関わってきますので、今後、教員研修を通して授業改善や指導力向上を図っていきます。</p>

		<p>管理されなければ動けないことに疑問を抱くのではなく、管理されての動きに適応できるかを心配する。</p> <p>私はそのこと自体が心配です。</p> <p>「これからは何を学んでいるかではなく、どう学んでいるかが重要」とは、保育・教育の分野で有名な汐見先生の言葉です。</p> <p>残念ながらまだまだ、最終的な結果、評価されるための学びという意識から抜け出せていない教育プランのように感じます。</p> <p>学びのプロセスそのものを楽しめれば、自ずと笑顔とワクワクが子どもの表情に表れると思います。</p>	
129	その他	<p>集団の中の個人の自主性と個性を尊重する教育方針はこれからの教育方針の主軸となるべき施策であると思うので特に力を入れて欲しい。</p> <p>幼児期の幼稚園教育要項には、自主的、主体的な学びというものをかなり強調して繰り返し書かれており、実際に遊びの中で学びの環境を作るなど工夫がされているように感じる。小学校でもただの座学ではない、主体性や個人に焦点をあてた取り組みに期待したい。</p> <p>その中で、少人数性の学級編成などより具体的な方針も検討して盛り込んで欲しい。海外に比較しても日本の学級編成は異例の比率であり、きめ細かい指導を行うことを考えると独自の基準を検討するのは非常に効果的であるように思う。国でも35人への意向が決まったが、教師の配置人数やクラス編成など、個人の能力を引き出すために小金井市独自の方針を是非検討してもらいたい。</p>	<p>少人数学級による指導を小金井市独自で取り組むには、人件費等の大きな予算を必要とします。国や東京都に対して、機会を捉えて、少人数学級の実現に向けて要望していきます。</p>
130	その他	<p>新型コロナウイルスの影響について。新しい生活様式に関連する事柄は、プランの内容に、盛り込まないのでしょうか。</p> <p>自宅や少人数のサテライト教室で受ける「遠隔授業・分散授業のあり方」の目指すところについては、新型コロナウイルスの終息見通しの如何を問わず、もっと触れたほうがいいのでは。</p> <p>新型コロナウイルスの危機については、ワクチンや免疫獲得・治療法の進歩により、近いうちに終息するかもしれませんが、今後、また違う性質の新興感染症が流行したり、気候変動による新しいタイプの自然災害が発生し、登校不可能になる事態が発生する可能性はあります。</p> <p>これから子供が市立小学校に入学する保護者としては、市が、学校版 BCP（事業継続計画）のニューノーマル・ビジョンについて検討していただき、（このプランの枠内でなくてもかまいませんが）いずれ市がそのビジョンを示して欲しいです。</p>	<p>プラン p. 28には、「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」に基づいた感染症対策と記載してあります。</p> <p>御指摘のとおり、今後も、学校での教育活動の実施に大きな影響を与えることが出てくる可能性があります。</p> <p>この時期にスタートしたGIGAスクール構想は、世の中の情勢に関わらずに今後も推進していくこととなります。学校に行けていない児童・生徒の学びの充実には、1人1台の端末の有効活用を考えております。人権教育についても、大変重要なものであり、各学校でのより一層の指導の充実を図ってまいります。</p>

		<p>また、「さまざまな理由で学校に行けない子にも、学びの手段と機会の確保を」という方向性での発展は、感染症禍でなくても、多様性の尊重という意義を持つのではないのでしょうか。</p> <p>人権教育については、感染症流行下では、感染者への過剰な忌避や攻撃、流行地域の風評被害等が生じる恐れがあるため、感染防止策と併せて、重要となってくるものの一つであると思います。</p> <p>もし、COVID19が早期に終息する前提だとしても、今後また違う感染症が流行する可能性は十分あり、コロナ禍の影響に触れないのは不自然だと、全体的に、感じました。</p>	
131	その他	<p>第三次明日の小金井教育プランは、この先令和 7 年までのプランならば、今現在のコロナ禍の影響も踏まえ考えて行かなければならないと思います。</p> <p>コロナの影響で、子どもたちは心に大きな傷を作りました。身体も、心も閉鎖的な時間を緊急事態宣言の期間過ごし、その間に奪われた日常、変わってしまった人との繋がり方、また、外で遊ぶ子どもに対して、大人が子どもに向ける目も冷ややかに感じるような事もありました。子どもたちが小金井市で安心して過ごし、明るい未来を作っていくには、まず地域の大人に守られているという安心感、親や教師だけでなく、地域の人と関わるコミュニケーションの場を学校教育の場でも是非作って頂きたい。</p> <p>沢山の身近な大人と関わり合う事で、いじめや虐待に悩む子どもたちの孤独や、心のケアにも繋がって行くと思う。</p> <p>第三次明日の小金井教育プラン案を読んで 明るい子どもたちの未来 人権などを考えて 良く考えられていると感じたものの、 全体的に具体的なイメージが湧かず、また、現在子どもたちが抱えている見えない心の問題に寄り添う様な案が出ていないと感じた。相談窓口があっても、自ら行ける子どもは少ないと感じている。</p> <p>教員だけでなく、地域のみなさんで子どもたちと一緒に育てていくような案が欲しい。例えば小金井市に在住の音楽家を招いての音楽教育、手仕事をしている方を招いての家庭科、子どもたちが夢を持つきっかけになるよう、また、家族や教員だけでは無く地域に頼れる大人がいるという安心感を持たせ、孤立した世界に引きこもらず、まずはやってみよう！という一歩を踏み出せる、スタートより前の段階を大事に考えて頂きたい。</p>	<p>今回のプランの中の表記には、「コロナ」という文言やそれに関連する内容等の直接的な表現は記載しておりませんが、プラン p. 28には、「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」に基づいた感染症対策と記載しました。</p> <p>子供たちの心のケアについては、大変重要な取組の一つと捉えております。児童・生徒が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、その解決の一つの手段が、教育支援センターの設置です。また、御指摘のとおり、学校と家庭だけでなく地域ぐるみで子供を育てていく地域社会が実現できることは、子供たちの教育にとって大変重要なことであります。いただいた御意見をもとに、今後、施策を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
132	その他	【パブリックコメント募集について】	今回のパブリックコメントは、本表のとおり

		<p>私の小金井の友人達は、学びに対する考えを持った方が多く、皆、教育熱心です。しかし、平成 28 年の第二次明日の小金井教育プランのパブコメが、僅かお1人から3件だけと知った時、しっかりと周知活動が行われたのか疑問に思いました。今回も教育委員会・本プラン検討委員会の議事録にある様に、子育て中の保護者や影響力のある人へのリーチ方法が、十分に検討・実現されたとは言えないと感じています。</p> <p>現在、学校からの連絡はプリントや一斉メールですが、PTAや委員間の連絡はLINEで行われており、保護者はLINEから情報を得る事に慣れています。本プランのLINEによるパブコメ募集は、個人情報審査会がパブコメ期間終了以前には開かれないという事で実現出来ませんでした。お隣の小平市が長期総合計画の地域説明会をユーチューブで、パブコメを従来の方法に加えてLINEで行った事を参考にして、速やかに検討・実現して頂きたいと思ます。(15年前、前回の長期総合計画策定時のパブコメは9件だったのに対して、今回は90件を超える応募があったそうです)</p>	<p>で、小金井市の有する資源を最大限活用し、周知に努めました。</p> <p>いただいた御意見については、パブリックコメントを実施する上で参考にさせていただきます。</p>
133	その他	<p>【検討委員会の構成について】</p> <p>調布市の教育プラン検討委員は、13人の中に、①P連の小中学校代表者各1名、②障がいのある方を支援するNPOの代表、③学校支援コーディネーター、④社会教育委員、公募市民といった背景が異なる方々が選任されています。一方、小金井の教育プラン検討委員には、公募市民二人が今回から参加していますが、①～④の方々はおりません。多様な現場の意見や情報を反映させて、このプランを「生きた計画にする」には、委員の構成や人数に改善の余地があると感じています。5年後の改訂に向けて人選方法や、増員を検討・実現して下さる様に希望します。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、今回から小金井市教育プラン検討会議に2人の公募市民が参加しています。応募に当たっては、①から④までの方々を制限するものではありませんでした。</p> <p>いただいた御意見については、小金井市教育プラン検討会議を設置する上で参考にさせていただきます。</p>
134	その他	<p>第三次明日の小金井教育プラン全体に対する意見です</p> <p>孫が生まれ、朝から晩まで孫の見守りが、ヒマな人間にとって楽しい日課となりました。</p> <p>私は人間関係に関心が有り、人と付き合うのは欠かしません。特に子どもは大好きで重きを置いています。</p> <p>子どもは大人を良く見ていて、実に細かく観察しています。怖いぐらいです。思った事を素直に口に出します。未熟ですが、汚れていません。正直で純粋です。</p> <p>いつも様々な反応を示してくれますので、毎朝が勉強と反省です。子どもから学ぶ事が沢山あります。</p> <p>変化、成長を見守るのが喜びです。一か月後、半年後、一年後の答えはご</p>	<p>登下校での安全を見守ってくださっている地域の方々に感謝申し上げます。</p> <p>御意見のとおり、子供の心身の健やかな成長は、学校で机に座って学ぶものだけではありません。特に、身近に接する大人(学校現場では教職員)が、子供たちのお手本であるということ、小さな言動でも子供たちがいつも見ているということを意識し接していかなくはいけないことを改めて認識させていただきました。</p>

		<p>褒美と思っています。</p> <p>見守り活動の大切さは、今更言うまでもありません。心無い大人の行動が子どもの健やかな成長と安全を脅かしています。</p> <p>子どもの心身の健やかな成長とは、机に向かうだけの勉強だけでは無いのです。大人の生きざまを伝える事が肝要なのです。これは子どもに対する大人の大事な約束、責務と思っています。</p>	
135	その他	<p>昨年からの社会状況を考えると、今、私たちおとなが一番にしなければいけないことは、子どもたちの命を守り、教育を受ける権利を保障することです。そのためには、国や都の実行を待つのではなく、一日も早く少人数学級を実現し、子どもたちの個性を生かし、一人も落ちこぼさない教育環境を整えることだと思っています。</p>	<p>少人数学級による手厚い指導や関わりによる、子供の学力の向上と教育相談体制の充実を目指し、少人数学級の早期実現に向けて国や都に働きかけていきます。</p>